

令和6年能登半島地震により被害を受けられた方へ

被災者支援の手引き

この手引きの趣旨と注意点

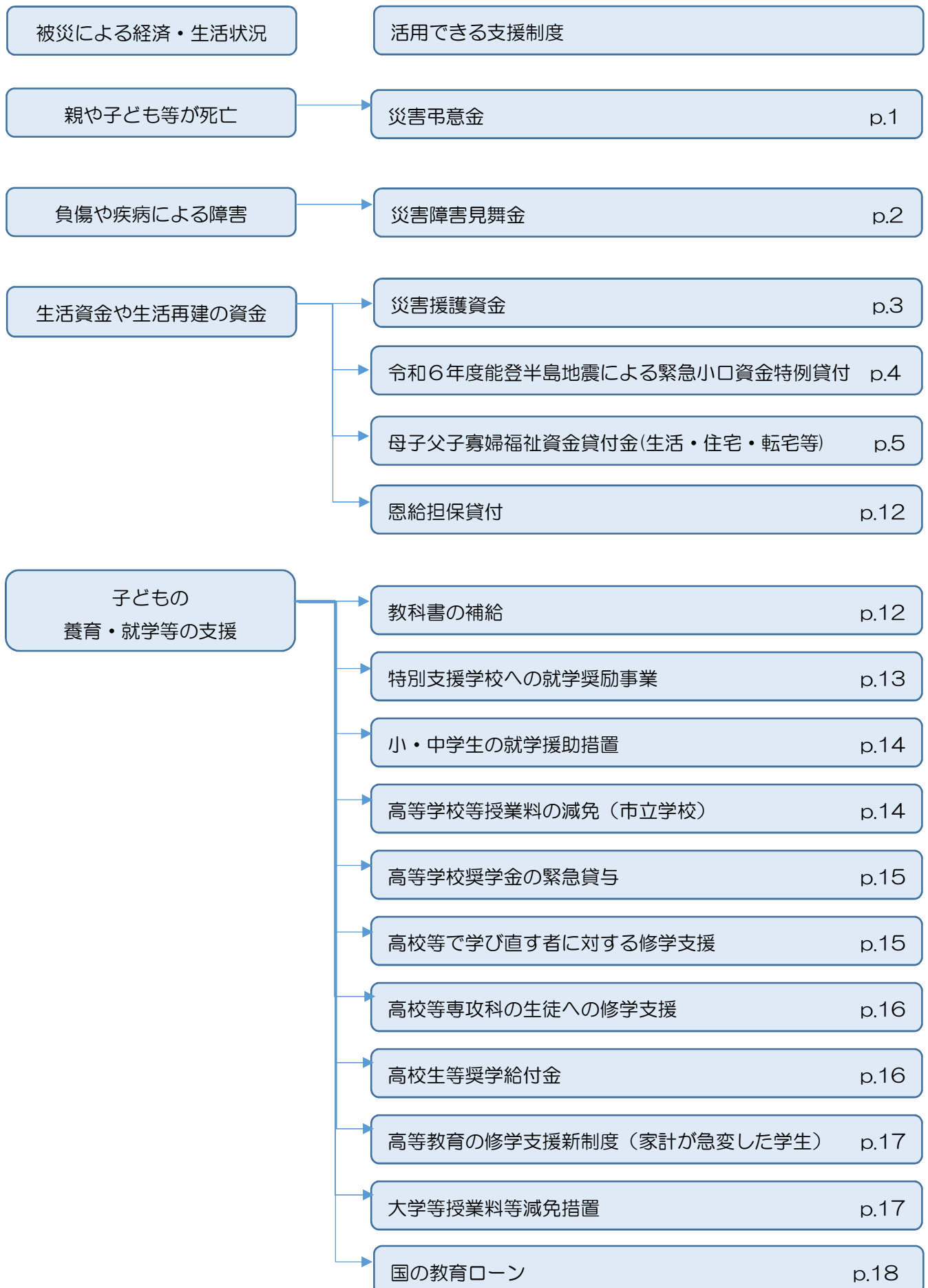
この手引きは、被災された市民の方が生活や事業の再建を進める際に参考としていただくため、国・県・市による支援制度を取りまとめたものです。

新潟市

※この手引きには、令和6年1月15日現在の情報を掲載しています。
今後、支援策が追加された場合は随時更新いたしますので、
右記二次元コードよりご確認ください。



経済・生活関連の支援



子どもの
養育・就学等の支援

緊急採用奨学金 p.18

JASSO 災害支援金 p.19

児童扶養手当の支給制限解除等 p.20

ひとり親家庭等医療費助成の支給制限解除 p.21

保育料の減免 p.22

新潟市私立高等学校学費助成 p.23

県立高等学校等の入学考査料の減免 p.23

税金や保険料等の
軽減や支払い猶予等

市税等の減免(個人市民税・固定資産税・都市計画税) p.24

県税の減免(個人県民税・申告・納税等の期限延長等) p.25

国税の特別措置 p.27

個人事業税の減免 p.28

個人事業税の被災事業用資産の損失の繰越控除 p.28

法人事業税の中間申告納付の省略 p.29

不動産取得税の減免(被災代替家屋の取得) p.29

自動車税環境性能割の減免 p.30

自動車税種別割の減免 p.31

医療保険の窓口負担の減免措置等 p.32

国民年金保険料の免除制度 p.33

確定拠出年金関係における掛金の納付期限の延長 p.34

税金や保険料等の
軽減や支払い猶予等

後期高齢者医療保険料及び医療一部負担金の減免等 p.35

国民健康保険料及び一部負担金の減免等 p.37

介護保険料及び介護保険に係る利用者負担額の減免等 p.39

新潟市重度障がい者医療費助成の支給制限解除 p.40

障がい福祉サービス等に係る利用者負担額の減免 p.41

療養介護医療に係る利用者負担額の減免 p.41

特別児童扶養手当等の支給制限解除等 p.42

在宅重度重複障がい者介護見舞金支給事業の支給制限解除 p.42

自立支援医療受給者証を紛失した場合等の取り扱い p.43

自立支援医療に係る自己負担額の減免 p.43

日常生活用具の耐用年数等によらない給付 p.44

補装具費の減免、耐用年数等によらない支給 p.44

小児慢性特定疾病医療費助成に係る手続きの簡素化 p.44

養育医療受診に係る手続きの簡素化 p.45

児童福祉施設(障害児施設措置費)に係る徴収金の減免 p.45

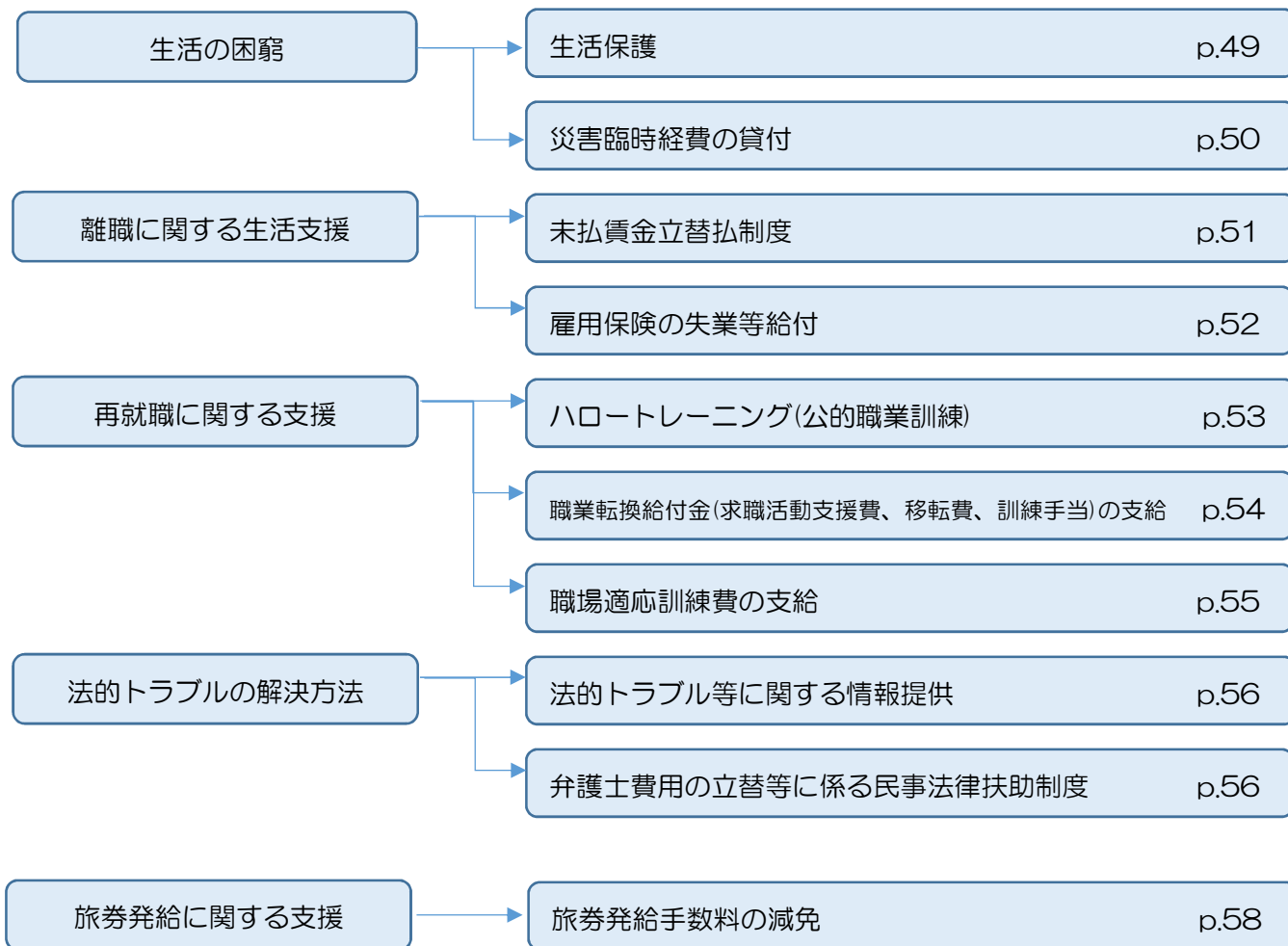
心身障害者扶養共済制度掛金の減免 p.45

自立支援医療費(精神通院医療)の所得区分の減免 p.46

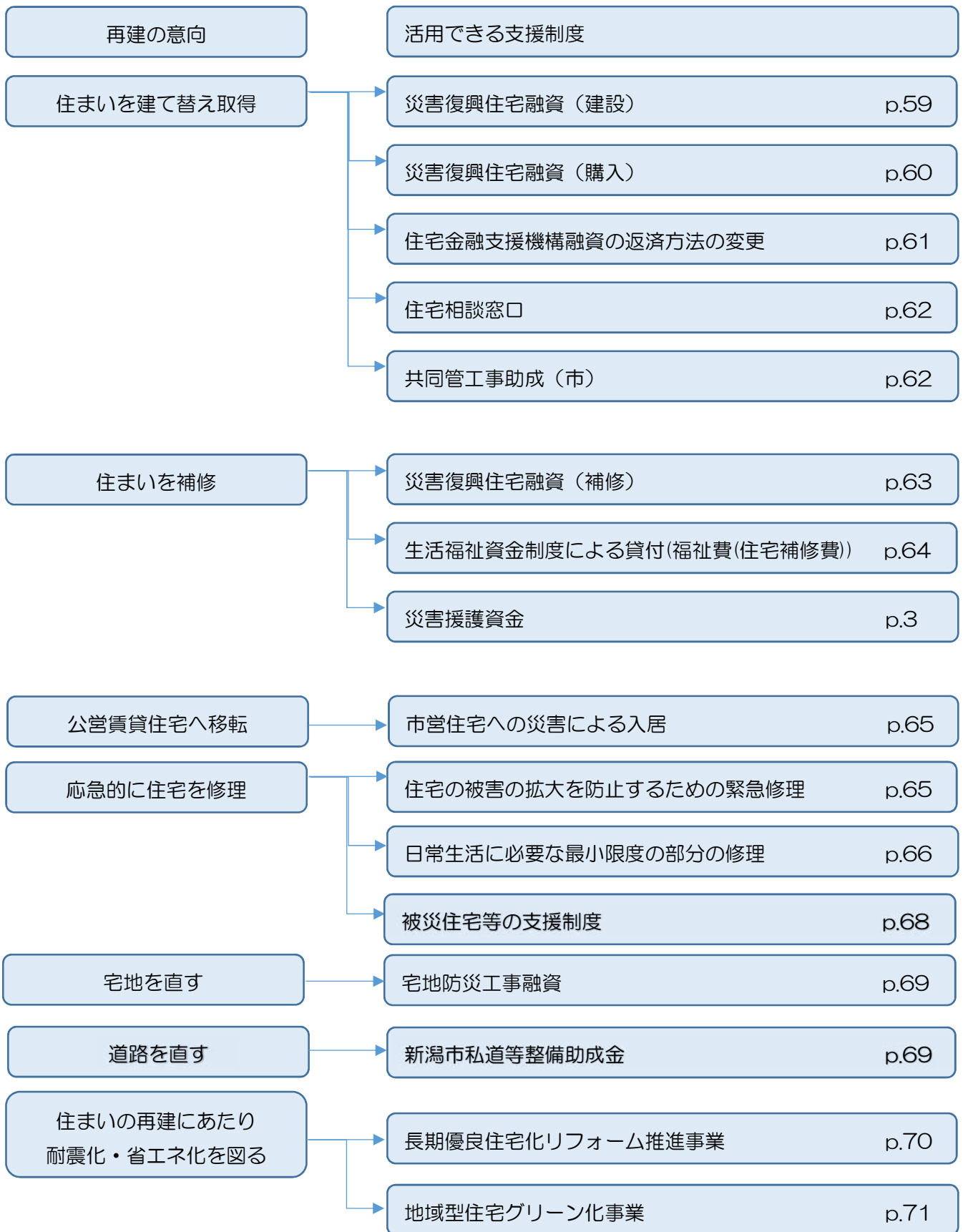
生活の困窮

被災者(個人・個人事業主)の債務整理支援 p.46

生活困窮者自立支援制度 p.47



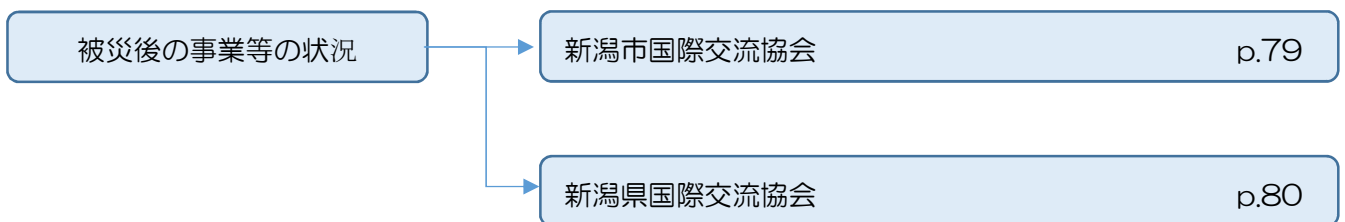
住まいの確保・再建のための支援



中小企業・自営業への支援



外国籍市民の方のための相談窓口



制 度 の 名 称	災害弔慰金【国】
支 援 の 種 類	給付
支 援 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。 ●災害弔慰金の支給額は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が死亡した場合：市町村条例で定める額（500万円以下）を支給 ・その他の者が死亡した場合：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡した方のご遺族です。 ●ご遺族の範囲 <ul style="list-style-type: none"> ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ. 上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る） <p>※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等です。</p>
申 請 方 法	●福祉部福祉総務課窓口
措 置 の 期 間 等	
お 問 い 合 わ せ	福祉部福祉総務課 025-226-1169

制 度 の 名 称	災害障害見舞金【国】
支 援 の 種 類	給付
支 援 の 内 容	<p>●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。</p> <p>●災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額（250万円以下）を支給 ・その他の者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額（125万円以下）を支給
対 象 者	<p>●災害により以下のような重い障害を受けた方です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 両眼が失明した人 2. 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人 3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人 5. 両上肢をひじ関節以上で失った人 6. 両上肢の用を全廃した人 7. 両下肢をひざ関節以上で失った人 8. 両下肢の用を全廃した人 9. 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人 <p>※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等です。</p>
申 請 方 法	●福祉部福祉総務課窓口
措 置 の 期 間 等	
お 問 い 合 わ せ	福祉部福祉総務課 025-226-1169

制 度 の 名 称	災害援護資金【市】
支 援 の 種 類	貸付
支 援 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●貸付限度額…150万円～350万円（被害の程度、世帯主の負傷の状況によって異なります） ●償還期間…10年（うち貸付利率据置期間3年） ●償還方法…年賦、半年賦、月賦 元利均等償還 ●貸付利率…保証人を立てる場合は年0%、保証人を立てない場合は年1%
対 象 者	●住宅部分が半壊以上、もしくは家財に大きな被害を受けた世帯。被災当時、新潟市に住所を有していた世帯。（所得制限あり）
申 請 方 法	●福祉部福祉総務課窓口 ※申請書等詳細は、お問い合わせください。
措 置 の 期 間 等	
お 問 い 合 わ せ	福祉部福祉総務課 025-226-1169

制 度 の 名 称	令和6年度能登半島地震による緊急小口資金特例貸付【県】
支 援 の 種 類	貸付
支 援 の 内 容	<p>●令和6年能登半島地震により被災し、当座の生活費を必要とする世帯に貸付を行います。</p> <p>【限度額】 原則として、10万円以内 ただし、次に掲げる特に必要と認められる場合は20万円以内とする。</p> <p>(1) 世帯員の中に死亡者がいるとき。 (2) 世帯員に要介護者がいるとき。 (3) 世帯員が4人以上いるとき。 (4) 前各号に掲げるもののほか、重傷者・妊産・学齢児童がいる世帯等で特に社会福祉協議会会長が認めるとき。</p> <p>【貸付利率】 無利子 【償還】 据置1年以内、償還2年以内 【その他】 連帯保証人不要</p>
対 象 者	●令和6年能登半島地震により、災害救助法の適用となった地域に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯（低所得世帯に限らない）。
申 請 方 法	
措 置 の 期 間 等	随時申込みを受け付けています。詳細はお問い合わせください。
お 問 い 合 わ せ	<p>【制度について】 新潟県社会福祉協議会：025-281-5522</p> <p>【相談申込について】 新潟市社会福祉協議会権利擁護推進係：025-248-4545)</p>

制 度 の 名 称	母子父子寡婦福祉資金（生活資金）【市】
支 援 の 種 類	貸付
支 援 の 内 容	<p>●生活の安定・継続に要する資金を貸し付けます。</p> <p>【貸付限度額】月額10万8千円×3ヶ月</p> <p>【貸付利率】無利子又は年利1.0%（連帯保証人の有無による）</p> <p>【据置期間】貸付日から6ヶ月</p> <p>【償還期間】据置期間経過後8年以内</p>
対 象 者	●母子家庭又は父子家庭となって7年未満の母又は父
申 請 方 法	●各区役所健康福祉課窓口
措 置 の 期 間 等	
お 問 い 合 わ せ	<p>●各区役所健康福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北区：025-387-1335 ・東区：025-250-2330 ・中央区：025-223-7236 ・江南区：025-382-4353 ・秋葉区：0250-25-5683 ・南区：025-372-6351 ・西区：025-226-1201（こども家庭課） ・西蒲区：0256-72-8389 <p>●こども家庭課 025-226-1201</p> <p>※手続きは各区役所健康福祉課になります。</p>

制 度 の 名 称	母子父子寡婦福祉資金(住宅資金)【市】
支 援 の 種 類	貸付
支 援 の 内 容	<p>●住宅を建設、購入、補修、保全等をするための資金を貸し付けます。</p> <p>【貸付限度額】150万円（普通） 200万円（災害の場合）</p> <p>【貸付利率】無利子又は年利1.0%（連帯保証人の有無による）</p> <p>【据置期間】貸付日から6ヶ月</p> <p>【償還期間】据置期間経過後6年以内 ※災害の場合は7年以内</p>
対 象 者	●母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等
申 請 方 法	●各区役所健康福祉課窓口
措 置 の 期 間 等	
お 問 い 合 わ せ	<p>●各区役所健康福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北区：025-387-1335 ・東区：025-250-2330 ・中央区：025-223-7236 ・江南区：025-382-4353 ・秋葉区：0250-25-5683 ・南区：025-372-6351 ・西区：025-226-1201（こども家庭課） ・西蒲区：0256-72-8389 <p>●こども家庭課 025-226-1201</p> <p>※手続きは各区役所健康福祉課になります。</p>

制 度 の 名 称	母子父子寡婦福祉資金（転宅資金）【市】
支 援 の 種 類	貸付
支 援 の 内 容	●住居の移転に必要な資金を貸し付けます。 【貸付限度額】26万円 【貸付利率】無利子又は年利1.0%（連帯保証人の有無による） 【据置期間】貸付日から6ヶ月 【償還期間】据置期間経過後3年以内
対 象 者	●母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等
申 請 方 法	●各区役所健康福祉課窓口
措 置 の 期 間 等	
お 問 い 合 わ せ	●各区役所健康福祉課 ・北区：025-387-1335 ・東区：025-250-2330 ・中央区：025-223-7236 ・江南区：025-382-4353 ・秋葉区：0250-25-5683 ・南区：025-372-6351 ・西区：025-226-1201（こども家庭課） ・西蒲区：0256-72-8389 ●こども家庭課 025-226-1201 ※手続きは各区役所健康福祉課になります。

制 度 の 名 称	母子父子寡婦福祉資金の据置期間延長（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）【市】
支 援 の 種 類	期間延長
支 援 の 内 容	●災害により、全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸し付けられる場合には、その据置期間を貸付の日から2年を超えない範囲内において、その者が受けた被害の種類及び程度に応じて、厚生労働大臣が定める期間延長することができます。
対 象 者	●災害により被害を受けた、母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等
申 請 方 法	●各区役所健康福祉課窓口
措 置 の 期 間 等	
お 問 い 合 わ せ	<ul style="list-style-type: none"> ●各区役所健康福祉課 ・北区：025-387-1335 ・東区：025-250-2330 ・中央区：025-223-7236 ・江南区：025-382-4353 ・秋葉区：0250-25-5683 ・南区：025-372-6351 ・西区：025-226-1201（こども家庭課） ・西蒲区：0256-72-8389 ●こども家庭課 025-226-1201 <p>※手続きは各区役所健康福祉課になります。</p>

度 の 名 称	母子父子寡婦福祉資金の違約金不徴収【市】
支 援 の 種 類	免除
支 援 の 内 容	●支払期日までに支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは違約金を徴収しないことができます。
対 象 者	●災害により被害を受けた、母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等
申 請 方 法	●各区役所健康福祉課窓口
措 置 の 期 間 等	
お 問 い 合 わ せ	<p>●各区役所健康福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北区：025-387-1335 ・東区：025-250-2330 ・中央区：025-223-7236 ・江南区：025-382-4353 ・秋葉区：0250-25-5683 ・南区：025-372-6351 ・西区：025-226-1201（こども家庭課） ・西蒲区：0256-72-8389 <p>●こども家庭課 025-226-1201</p> <p>※手続きは各区役所健康福祉課になります。</p>

制 度 の 名 称	母子父子寡婦福祉資金の支払猶予【市】
支 援 の 種 類	猶予
支 援 の 内 容	●災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、借主が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難となったと認められるときは支払いを猶予します。ただし、連帯借主がいる場合で、連帯借主が償還金を支払うことができると認められる場合はこの限りではありません。
対 象 者	●災害により被害を受けた、母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦等
申 請 方 法	●各区役所健康福祉課窓口
措 置 の 期 間 等	
お 問 い 合 わ せ	<ul style="list-style-type: none"> ●各区役所健康福祉課 ・北区：025-387-1335 ・東区：025-250-2330 ・中央区：025-223-7236 ・江南区：025-382-4353 ・秋葉区：0250-25-5683 ・南区：025-372-6351 ・西区：025-226-1201（こども家庭課） ・西蒲区：0256-72-8389 ●こども家庭課 025-226-1201 <p>※手続きは各区役所健康福祉課になります。</p>

制 度 の 名 称	寡婦福祉資金の所得制限適用除外【市】
支 援 の 種 類	要件緩和
支 援 の 内 容	●災害により、生活の状態が著しく窮迫していると認められる場合は、現に扶養する子その他これに準ずる者のない寡婦であっても、所得制限を適用しません。
対 象 者	●災害により被害を受けた方
申 請 方 法	●各区役所健康福祉課窓口
措 置 の 期 間 等	
お 問 い 合 わ せ	<p>●各区役所健康福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北区 025-387-1335 ・東区 025-250-2330 ・中央区 025-223-7236 ・江南区 025-382-4353 ・秋葉区 0250-25-5683 ・南区 025-372-6351 ・西区 025-226-1201（こども家庭課） ・西蒲区 0256-72-8389 <p>●こども家庭課 025-226-1201</p> <p>※手続きは各区役所健康福祉課になります。</p>

制 度 の 名 称	恩給担保貸付【国】	
支 援 の 種 類	貸付（融資）	
支 援 の 内 容	●軍人恩給や援護年金などを担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するものです。	
	●貸付限度額等は次のとおりです。	
	貸付限度額	250万円以内、ただし軍人恩給や援護年金などの年額の3年分以内
	対象経費	住宅などの資金や事業資金
保証人等	軍人恩給や援護年金などの証書を預けることが必要	
※金利については株式会社日本政策金融公庫にご確認ください。		
対 象 者	●軍人恩給や援護年金などの受給者の方が対象です。	
申 請 方 法		
措 置 の 期 間 等		
お 問 い 合 わ せ	株式会社日本政策金融公庫 東京支店 電話0570-031227（ナビダイヤル）	

制 度 の 名 称	教科書の補給(市立学校)【市】	
支 援 の 種 類	支給	
支 援 の 内 容	●災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）または床上浸水による喪失もしくは損傷等により教科書等を使用することができず、就学上支障がある児童・生徒に支給します。	
対 象 者	●被災した小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の児童・生徒	
申 請 方 法	●在籍する学校へ申出	
措 置 の 期 間 等	被災後 1 か月以内の申請	
お 問 い 合 わ せ	学校、教育委員会学務課 025-226-3172	

制度の名称	教科書の補給（私立中学・高等学校）【県】
支援の種類	支給
支援の内容	●被災により教科書を滅失・毀損した私立中学・高等学校生徒に教科書を支給する。（校長の証明が必要）
対象者	
申請方法	
措置の期間等	被災後1か月以内の申請
お問い合わせ	新潟県大学・私学振興課 025-280-5020

制度の名称	教科書の補給（県立学校）【県】
支援の種類	支給
支援の内容	●被災により教科書を滅失・毀損した私立中学・高等学校生徒に教科書を支給する。（校長の証明が必要）
対象者	
申請方法	
措置の期間等	被災後1か月以内の申請
お問い合わせ	新潟県大学・私学振興課 025-280-5020

制度の名称	特別支援学校への就学奨励事業【国】
支援の種類	給付・還付、現物支給・現物貸与
支援の内容	●被災により、特別支援学校等への就学が経済的に困難となった幼児、児童又は生徒の保護者等を対象に、就学に必要な通学費、学用品費、学校給食費、修学旅行費等を援助します。
対象者	●被災により新たに特別支援教育就学奨励費事業の対象となった世帯及び支弁区分が変更となった世帯
申請方法	
措置の期間等	
お問い合わせ	都道府県、学校

制 度 の 名 称	小・中学生の就学援助措置【国】
支 援 の 種 類	給付・還付
支 援 の 内 容	●経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助します。
対 象 者	●経済的な理由によって就学が困難となった児童・生徒の保護者。なお、避難をされている方も、この制度を活用することができます。
申 請 方 法	●在籍する学校へ申出
措 置 の 期 間 等	申請した月から対象
お 問 い 合 わ せ	学校、教育委員会学務課 025-226-3168

制 度 の 名 称	高等学校等授業料の減免（市立学校）【市】
支 援 の 種 類	減免
支 援 の 内 容	●申請により、授業料を減免します。（ただし授業料の請求がある者に限りです）
対 象 者	●天災その他不慮の災害により、災害を受けた日以降の市町村民税の全額を免除された、市立高等学校の生徒の保護者（中等教育学校後期課程含む） ●災害等により、その世帯の総収入額が生活保護法に基づく保護基準額を下回る、市立高等学校の生徒の保護者（中等教育学校後期課程含む）
申 請 方 法	●在籍する学校へ申出
措 置 の 期 間 等	
お 問 い 合 わ せ	学校、教育委員会学務課 025-226-3163

制 度 の 名 称	高等学校奨学金の緊急貸与【県】
支 援 の 種 類	貸付
支 援 の 内 容	●災害により家計が急変した高校生に対して、緊急採用奨学金を貸し付けます。 ※随時申込みを受け付けています。詳細はお問い合わせください。
対 象 者	●災害により家計が急変した高校生
申 請 方 法	
措 置 の 期 間 等	随時申込みを受け付けています。詳細はお問い合わせください。
お 問 い 合 わ せ	新潟県教育庁高等学校教育課 025-280-5240 025-285-6887

制 度 の 名 称	高校等で学び直す者に対する修学支援【国】
支 援 の 種 類	給付
支 援 の 内 容	●高等学校等を中途退学した後、再び高等学校等に入学し学び直す者に対して、就学支援金の支給期間経過後の授業料を支援します。
対 象 者	●通常は地方住民税の課税標準額等により支給の判定を行いますが、被災による就労困難等を含む家計急変事由が生じた場合には、家計急変後の収入に基づき審査を行い、所得要件等を満たした方が対象です。
申 請 方 法	
措 置 の 期 間 等	
お 問 い 合 わ せ	都道府県、学校

制 度 の 名 称	高校等専攻科の生徒への修学支援【国】
支 援 の 種 類	給付
支 援 の 内 容	●高等学校等専攻科に通う低所得世帯の生徒に対して授業料を支援します。
対 象 者	●通常は地方住民税の課税標準額等により支給の判定を行いますが、被災による就労困難等を含む家計急変事由が生じた場合には、家計急変後の収入に基づき審査を行い、所得要件等を満たした方が対象です。
申 請 方 法	
措 置 の 期 間 等	
お 問 い 合 わ せ	都道府県、学校

制 度 の 名 称	高校生等奨学給付金【国】
支 援 の 種 類	給付
支 援 の 内 容	●低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するために支給する高校生等奨学給付金において、災害等により家計が急変し、非課税相当となった世帯の生徒も支援の対象となります。
対 象 者	●都道府県が家計急変による経済的理由から住民税非課税世帯に相当すると認める方が対象です。
申 請 方 法	
措 置 の 期 間 等	
お 問 い 合 わ せ	都道府県、学校

制 度 の 名 称	高等教育の修学支援新制度（家計が急変した学生）【国】
支 援 の 種 類	減免・給付
支 援 の 内 容	●住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯を対象に、学生生活に必要な生活費等をカバーする給付型奨学金と授業料等減免による支援を行う制度です。
対 象 者	●通常は、前年度の課税標準額により審査を行いますが、災害等の影響で家計が急変した場合には、家計急変後の収入見込みにより審査し、所得要件等を満たした方が対象です。
申 請 方 法	
措 置 の 期 間 等	
お 問 い 合 わ せ	給付型奨学金について、在籍する各学校（奨学金の担当の窓口） 又は日本学生支援機構奨学金相談センター TEL 0570-666-301 授業料等減免について、在籍する各学校（授業料担当の窓口）

制 度 の 名 称	大学等授業料等減免措置【国】
支 援 の 種 類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
支 援 の 内 容	●災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、各学校（大学、短期大学、大学院、高等専門学校）において授業料等の減額、免除を行います。 ※具体的な基準や減免額などは、学校ごとに異なります。
対 象 者	●各大学等において、減免等を必要とすると認める方が対象です。
申 請 方 法	
措 置 の 期 間 等	
お 問 い 合 わ せ	在籍する各学校（授業料担当窓口）

制 度 の 名 称	国の教育ローン【国】	
支 援 の 種 類	貸付（融資）	
支 援 の 内 容	●入学資金・在学資金等の教育資金を融資するものです。 ●貸付限度額等は次のとおりです。	
	貸付限度額	学生・生徒1人あたり350万円以内
	対象経費	学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等
	保証人等	（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の4親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く）に限る）が必要
※金利については株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫にご確認ください。		
対 象 者	●世帯の年収（所得）に関する上限額の設定（所得制限）あり	
申 請 方 法		
措 置 の 期 間 等		
お 問 い 合 わ せ	株式会社日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター 電話0570-008656	

制 度 の 名 称	緊急採用奨学金【国】	
支 援 の 種 類	貸与	
支 援 の 内 容	●災害等により、家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与を実施します。	
対 象 者	●大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の学生・生徒	
申 請 方 法		
措 置 の 期 間 等		
お 問 い 合 わ せ	在籍する各学校（奨学金担当窓口）	

制 度 の 名 称	JASSO 災害支援金【国】
支 援 の 種 類	給付
支 援 の 内 容	●災害等により、学生・生徒又はその生計維持者の居住する住宅に、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む）以上の被害を受けたり、床上浸水となった学生・生徒に対して、支援金（10万円）を支給します。
対 象 者	●日本国内の大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の学生・生徒
申 請 方 法	
措 置 の 期 間 等	
お 問 い 合 わ せ	在籍する各学校（JASSO 災害支援金担当窓口）

制 度 の 名 称	児童扶養手当の支給制限解除等【市】
支 援 の 種 類	要件緩和
支 援 の 内 容	<p>●同手当の受給資格がある方のうち、自己または扶養義務者等が災害により財産の価格（災害保険金や損害賠償金等により補填された金額を除く）の概ね1/2以上の損害を受けた場合に、自己または扶養義務者等の所得にかかる支給制限を解除します。（※）</p> <p>●災害を理由に認定請求ができなかった場合、その理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、認定請求をすることができます。</p> <p>※所得による手当の支給制限を受けていない者（全部支給者）は対象になりません。また、被災された年の所得が全部支給限度額以上であった場合は、支給制限の解除により支給された手当について、後日返還していただく必要があります。</p>
対 象 者	●申請予定者、受給資格者
申 請 方 法	●各区役所健康福祉課窓口
措 置 の 期 間 等	
お 問 い 合 わ せ	<p>●各区役所健康福祉課</p> <p>北区：025-387-1335</p> <p>東区：025-250-2330</p> <p>中央区：025-223-7230</p> <p>江南区：025-382-4353</p> <p>秋葉区：0250-25-5683</p> <p>南区：025-372-6351</p> <p>西区：025-226-1201（こども家庭課）</p> <p>西蒲区：0256-72-8389</p> <p>●こども家庭課 025-226-1201</p> <p>※手続きは、各区役所健康福祉課になります</p>

制 度 の 名 称	ひとり親家庭等医療費助成の支給制限解除【市】
支 援 の 種 類	要件緩和
支 援 の 内 容	●自己または扶養義務者等の所得にかかる支給制限を解除します。
対 象 者	●自己または扶養義務者等が災害により財産の価格（災害保険金や損害賠償金等により補填された金額を除く）の概ね 1/2 以上の損害を受けた、申請予定者
申 請 方 法	●各区役所健康福祉課窓口
措 置 の 期 間 等	
お 問 い 合 わ せ	<p>●各区役所健康福祉課 北区：025-387-1335 東区：025-250-2330 中央区：025-223-7230 江南区：025-382-4353 秋葉区：0250-25-5683 南区：025-372-6351 西区：025-226-1201（こども家庭課） 西蒲区：0256-72-8389</p> <p>●こども家庭課 025-226-1202</p> <p>※手続きは、各区役所健康福祉課になります</p>

制 度 の 名 称	保育料の減免【市】
支 援 の 種 類	減免
支 援 の 内 容	●申請に基づき、一定期間、保育料の全部または一部を減免します。
対 象 者	●児童又はその世帯の生計を主として維持する方が、災害により住宅等について著しい損害を受けた、保育所等の在園児の保護者
申 請 方 法	●電子申請 ●各区役所健康福祉課窓口 ●郵送
措 置 の 期 間 等	減免期間や減免額は、罹災証明書に記載された被害の程度で判定 全壊の場合 地震のあった月から6か月間 全額減免 半壊の場合 地震のあった月から6か月間 半額減免
お 問 い 合 わ せ	●各区役所健康福祉課 ・北 区 025-387-1335 ・東 区 025-250-2330 ・中央区 025-223-7232 ・江南区 025-382-4353 ・秋葉区 0250-25-5683 ・南 区 025-372-6351 ・西 区 025-226-1225（保育課） ・西蒲区 0256-72-8389 ・保育課 025-226-1225

制 度 の 名 称	新潟市私立高等学校学費助成【市】
支 援 の 種 類	助成
支 援 の 内 容	●私立学校に在学する生徒の保護者で、以下の要件に該当する世帯に対し、学費負担を軽減するため、私立高等学校学費助成金を支給します。
対 象 者	令和6年1月1日現在、私立高等学校に在学している生徒の保護者等（新潟市民に限る）で、以下の要件に該当する世帯の方。 ●令和5年度の市民税が非課税の世帯（生活保護世帯は除く） ●年度の途中で、主たる保護者の死亡、疾病又は災害等により①と同程度の状況となった場合 ※ただし、「新潟県私立高等学校学費軽減事業補助金」の「施設整備費等全額軽減補助」の該当者は除きます。
申 請 方 法	●申請書類を在籍する高等学校へ提出
措 置 の 期 間 等	
お 問 い 合 わ せ	●こども未来部こども政策課 025-226-1197

制 度 の 名 称	県立高等学校等の入学考査料の減免【県】
支 援 の 種 類	減免
支 援 の 内 容	●被災により、市町村民税が全額免除された世帯の入学考査料を免除します。
対 象 者	
申 請 方 法	
措 置 の 期 間 等	市町村民税の全額免除を受けた年度に行われる入学考査に係る入学考査料
お 問 い 合 わ せ	新潟県教育庁高等学校教育課 025-280-5609

制 度 の 名 称	個人市民税・県民税の減免【市・県】
支 援 の 種 類	減免
支 援 の 内 容	●災害による被害を受けた場合など、特別な事情がある場合に納める税額を減額する制度です。
対 象 者	●災害により被害を受けた方
申 請 方 法	●電子申請 ●郵送 ●財務部市民税課窓口
措 置 の 期 間 等	●納期限までの申請が必要です。
お 問 い 合 わ せ	●財務部市民税課 ・中央区・南区にお住まいの方 025-226-2245 ・東区・江南区にお住まいの方 025-226-2365 ・西区・西蒲区にお住まいの方 025-226-2370 ・北区・秋葉区にお住まいの方 025-226-2375

制 度 の 名 称	市税の減免（固定資産税・都市計画税）【市】
支 援 の 種 類	減免
支 援 の 内 容	●災害による被害を受けた場合など、特別な事情がある場合に納める税額を減額する制度です。
対 象 者	●災害により被害を受けた方
申 請 方 法	●電子申請 ●郵送 ●財務部資産税課等窓口
措 置 の 期 間 等	納期限までの申請が必要となります。
お 問 い 合 わ せ	●財務部資産税課（東区・中央区・西区の物件） 025-226-1511 ●財務部資産税課資産税第 1 分室（北区・江南区・秋葉区の物件） 025-382-4048 ●財務部資産税課資産税第 2 分室（南区・西蒲区の物件） 0256-72-8231

制度の名称	納税の猶予【市】
支援の種類	猶予
支援の内容	●災害により被害を受け納税が困難となった場合に、申請により最大1年間、税額を分割して納められる制度です。猶予が認められた場合は、猶予期間中の延滞金の全部、又は一部が免除されます。
対象者	●災害により被害を受けた方
申請方法	●電子申請 ●郵送 ●財務部納税課窓口
措置の期間等	
お問い合わせ	財務部納税課 025-226-2310 025-226-2305

制度の名称	県税の申告・納税等の期限の延長【県】
支援の種類	期限延長
支援の内容	●災害により定められた期限までに申告・納税等ができない場合に、期限を延長します。
対象者	
申請方法	
措置の期間等	災害発生の日（令和6年1月1日）以後に期限が到来する申告・納税等について期限を延長
お問い合わせ	・新潟地域振興局県税部収税第1課（秋葉区を除く）025-273-3105 ・新潟地域振興局県税部新津収税課（秋葉区）0250-24-7126

制 度 の 名 称	県税に関する納税の猶予【県】
支 援 の 種 類	猶予
支 援 の 内 容	<p>●被災等の状況により納税が困難となった方の県税の納税を猶予します。</p> <p>※ 徴収猶予申請書の提出（罹災証明書、その他被災等の事実を証する書類を添付）が必要となります。</p> <p>※ 罹災証明書や被災した事実を証する書面の提出ができない場合、個人にあっては住民票の写し、法人にあっては商業登記簿謄本の写しの提出が必要となります。</p>
対 象 者	
申 請 方 法	
措 置 の 期 間 等	原則として納期限から1年以内
お 問 い 合 わ せ	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟地域振興局県税部収税第1課（秋葉区を除く）025-273-3105 ・新潟地域振興局県税部新津収税課（秋葉区）0250-24-7126

制度の名称	国税の特別措置【国】
支援の種類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
支援の内容	<p>●申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。これには、国税庁長官が申告・納付などの期限を延長する地域と期日を定めて告示することで、その告示の期日まで申告・納付などの期限が延長される場合（地域指定）と、所轄税務署長に申告・納付などの期限の延長を申請し、その承認を受けることにより延長される場合（個別指定）とがあります。</p> <p>●納税の猶予 災害などにより被害を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができます。</p> <p>●予定納税の減額 所得税の予定納税をされる方が災害により損失を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、減額を受けることができます。</p> <p>●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）をすることにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。</p> <p>●所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、 1. 所得税法に定める雑損控除の方法、2. 災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。</p>
対象者	<p>●申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象です。</p> <p>●納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含みます。）で災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方など一定の要件を満たす方が対象です。</p> <p>●予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害により損失を受け、その年の税額が前年より減少することが見込まれる方が対象です。</p>

	<p>●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などが対象です。</p> <p>●雑損控除については、災害により生活に通常必要な資産に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象です。また、所得税についての災害減税法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象です。</p>
申請方法	
措置の期間等	
お問い合わせ	・新潟税務署 025-229-2151

制度の名称	個人事業税の減免【県】
支援の種類	減免
支援の内容	●所有している事業用資産の損害額が、その資産の価格の1/2以上の場合又は所有している住宅・家財の損害が著しい場合には、所得金額等に応じて一定額～全額を減免します。
対象者	
申請方法	
措置の期間等	令和5年所得に係る令和6年度課税分の個人事業税（1期、2期）が対象
お問い合わせ	・新潟地域振興局県税部直税第1課 025-273-3105

制度の名称	個人事業税の被災事業用資産の損失の繰越控除【県】
支援の種類	繰越控除
支援の内容	●災害によって事業用資産に損失を受けた場合、損失の生じた年の翌年から3年にわたって繰越控除されます。
対象者	
申請方法	
措置の期間等	令和6～8年所得に係る確定申告において、事業用資産の損失を控除
お問い合わせ	・新潟地域振興局県税部直税第1課 025-273-3105

制度の名称	法人事業税の中間申告納付の省略【県】
支援の種類	中間申告納付の特例
支援の内容	●申告期限の延長により、中間申告書の提出期限と確定申告書の提出期限が同一の日となる場合、その中間申告書の提出が不要となります。
対象者	
申請方法	
措置の期間等	申告期限の延長を受けた中間申告が対象
お問い合わせ	・新潟地域振興局県税部直税第1課 025-273-3105

制度の名称	不動産取得税の減免（被災代替家屋の取得）【県】
支援の種類	減免
支援の内容	●災害にあった家屋の代わりにのものを、一定期間内に取得した場合、被災の程度に応じて一定額～全額を減免します。
対象者	
申請方法	
措置の期間等	住宅は5年以内、非住宅は3年以内に代替の家屋を取得した場合に対象
お問い合わせ	・新潟地域振興局県税部直税第2課 025-273-3143

制度の名称	不動産取得税の減免【県】
支援の種類	減免
支援の内容	●家屋を取得した直後に、その家屋が災害を受けて損壊した場合、被災の程度に応じて一定額～全額を減免します。
対象者	
申請方法	
措置の期間等	不動産取得税の納期限が未到来の家屋が被災した場合に対象
お問い合わせ	・新潟地域振興局県税部直税第2課 025-273-3143

制 度 の 名 称	自動車税環境性能割の減免【県】
支 援 の 種 類	減免
支 援 の 内 容	●自動車の取得の日から1か月以内に災害を受けて、使用できなくなったときは自動車税環境性能割が減免されます。
対 象 者	
申 請 方 法	
措 置 の 期 間 等	令和5年度課税分の自動車税環境性能割が対象
お 問 い 合 わ せ	新潟県税務課 025-280-5051

制 度 の 名 称	自動車税環境性能割の減免（被災代替自動車の取得）【県】
支 援 の 種 類	減免
支 援 の 内 容	●滅失・損壊した自動車に代わる自動車（被災代替自動車）を令和6年1月1日から6か月以内に取得した場合には、滅失・損壊した自動車の価額に応じた自動車税環境性能割が減免されます。
対 象 者	
申 請 方 法	
措 置 の 期 間 等	令和5又は6年度課税分の自動車税環境性能割が対象
お 問 い 合 わ せ	新潟県税務課 025-280-5051

制 度 の 名 称	自動車税種別割の減免【県】
支 援 の 種 類	減免
支 援 の 内 容	<p>●災害により損害を受けた自動車の修繕費(保険金などにより補てんされる金額を除く)がその自動車税額の4倍を超える場合、自動車税種別割の2分の1の額を減免します。</p> <p>※ 抹消登録(廃車)した場合は、自動車税(種別割)の一部が減額されますので、災害により自動車が使用できなくなったときは、早めに抹消登録の手続行ってください。</p> <p>また、災害により修理不能なほど損壊した自動車で抹消登録が困難な場合は、申立書を提出することにより、自動車税(種別割)の減額を受けられる場合があります。</p>
対 象 者	
申 請 方 法	
措 置 の 期 間 等	令和5年度課税分の自動車税種別割が対象(納期限が未到来のものに限る)ただし、すでに納期限が到来しているものは、令和6年度課税分が対象
お 問 い 合 わ せ	・新潟地域振興局県税部収税第1課 025-273-3214

制 度 の 名 称	医療保険の窓口負担の減免措置等【国】	
支 援 の 種 類	減免	
支 援 の 内 容	●医療保険の窓口負担について、減免措置が講じられます。	
	健康保険等の被保険者等の窓口負担の減免	健康保険等の被保険者等について、窓口負担の減免措置が講じられる場合があります。
対 象 者	●災害等による収入の減少などの特別な理由により、窓口負担の支払いが困難と認められる方 ●保険者によって取扱が異なりますので、ご加入の医療保険制度保険者にご確認ください。	
申 請 方 法		
措 置 の 期 間 等		
お 問 い 合 わ せ	健康保険組合、全国健康保険協会、国保組合、共済組合などの各医療保険者の窓口	

制 度 の 名 称	国民年金保険料の免除制度【国】
支 援 の 種 類	免除
支 援 の 内 容	●申請に基づき保険料を減免することができます。
対 象 者	●災害等により被保険者等の住宅等がその価格のおおむね 1/2 以上の損害を受けた、国民年金第 1 号被保険者
申 請 方 法	●郵送 ●各区役所区民生活課・窓口サービス課窓口 ●その他(年金事務所)
措 置 の 期 間 等	
お 問 い 合 わ せ	<p>●各区役所区民生活課・窓口サービス課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北区 区民生活課 給付係 025-387-1275 ・東区 区民生活課 給付係 025-250-2265 ・中央区 窓口サービス課 給付係 025-223-7149 ・江南区 区民生活課 給付係 025-382-4235 ・秋葉区 区民生活課 給付係 0250-25-5676 ・南区 区民生活課 給付担当 025-372-6135 ・西区 区民生活課 給付係 025-226-1089 (保険年金課) ・西蒲区 区民生活課 給付係 0256-72-8336 <p>●保険年金課 025-226-1089</p> <p>●年金事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟西年金事務所 025-225-3008 ・新潟東年金事務所 025-283-1013 <p>※手続きは各区役所・出張所(又は年金事務所)になります ※申請後の審査及び決定は年金事務所(日本年金機構)が行います</p>

制 度 の 名 称	確定拠出年金関係における掛金の納付期限の延長【国】
支 援 の 種 類	納付期限の延長
支 援 の 内 容	●掛金を納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合には、掛金の納付期限が延長されます。
対 象 者	<p>●企業型年金の事業主掛金及び加入者掛金については、以下の方です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掛金を納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める対象地域に所在地を有する企業型年金実施事業所の事業主 ・対象地域に所在地を有する企業型年金実施事業所の事業主を介して掛金を納付する企業型年金加入者 <p>●個人型年金の事業主掛金及び加入者掛金については、以下の方です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掛金を納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める対象地域に住所を有する個人型年金加入者 ・第2号加入者が事業主払込を行う場合であって、当該加入者を使用する事業主が対象地域に住所を有する場合、当該加入者 ・対象地域に住所を有し、中小事業主掛金納付制度を実施している中小事業主
申 請 方 法	
措 置 の 期 間 等	
お 問 い 合 わ せ	<p>企業型年金については、その運営管理業務を行っている確定拠出年金運営管理機関。</p> <p>個人型年金については、ご自身が個人型年金の加入手続を行った受付金融機関。</p>

制 度 の 名 称	後期高齢者医療保険料の減免等【県広域連合】
支 援 の 種 類	減免・猶予.
支 援 の 内 容	●保険料の支払いが困難となった方について、一定期間、保険料の減免または支払いを猶予することができます。
対 象 者	●災害等により住宅等に著しい損害を受けた、後期高齢者医療制度被保険者又はその属する世帯の世帯主
申 請 方 法	●各区役所区民生活課・窓口サービス課窓口
措 置 の 期 間 等	
お 問 い 合 わ せ	<p>●各区役所区民生活課・窓口サービス課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北区 区民生活課 税保険料係 025-387-1285 ・東区 区民生活課 保険料担当 025-250-2275 ・中央区 窓口サービス課 保険料係 025-223-7154 ・江南区 区民生活課 税保険料係 025-382-4241 ・秋葉区 区民生活課 税保険料係 0250-25-5677 ・南区 区民生活課 税保険料担当 025-372-6137 ・西区 区民生活課 保険料担当 025-226-1081（保険年金課） ・西蒲区 区民生活課 税保険料係 0256-72-8340 <p>●保険年金課 025-226-1081</p> <p>●新潟県後期高齢者医療広域連合 025-285-3222</p> <p>※手続きは各区役所になります</p>

制 度 の 名 称	後期高齢者医療一部負担金の免除【県広域連合】
支 援 の 種 類	免除
支 援 の 内 容	●医療機関等を受診した際に支払う一部負担金が免除されます。 (入院時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。)
対 象 者	●住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた新潟県後期高齢者医療制度の被保険者
申 請 方 法	●医療機関等の窓口で、対象者である旨を口頭で申告してください。(罹災証明の提示は必要ありません。)
措 置 の 期 間 等	●令和6年4月末まで
お 問 い 合 わ せ	<ul style="list-style-type: none"> ●各区役所区民生活課・窓口サービス課 ・北区 区民生活課 給付係 025-387-1275 ・東区 区民生活課 給付係 025-250-2265 ・中央区 窓口サービス課 給付係 025-223-7149 ・江南区 区民生活課 給付係 025-382-4235 ・秋葉区 区民生活課 給付係 0250-25-5676 ・南区 区民生活課 給付担当 025-372-6135 ・西区 区民生活課 給付係 025-226-1081 (保険年金課) ・西蒲区 区民生活課 給付係 0256-72-8336 ●保険年金課 025-226-1081 ●新潟県後期高齢者医療広域連合 025-285-3222 ※手続きは各区役所になります

制 度 の 名 称	国民健康保険料の減免等【市】
支 援 の 種 類	減免・猶予
支 援 の 内 容	●保険料の支払いが困難となった方について、一定期間、保険料の減免または支払いを猶予することができます。
対 象 者	●災害等により住宅等に著しい損害を受けた、国民健康保険被保険者又はその属する世帯の世帯主
申 請 方 法	●各区役所区民生活課・窓口サービス課窓口
措 置 の 期 間 等	
お 問 い 合 わ せ	<p>●各区役所区民生活課・窓口サービス課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北区 区民生活課 税保険料係 025-387-1285 ・東区 区民生活課 保険料担当 025-250-2275 ・中央区 窓口サービス課 保険料係 025-223-7154 ・江南区 区民生活課 税保険料係 025-382-4241 ・秋葉区 区民生活課 税保険料係 0250-25-5677 ・南区 区民生活課 税保険料担当 025-372-6137 ・西区 区民生活課 保険料担当 025-226-1085（保険年金課） ・西蒲区 区民生活課 税保険料係 0256-72-8340 <p>●保険年金課 025-226-1085</p> <p>※手続きは各区役所になります</p>

制 度 の 名 称	国民健康保険一部負担金の免除【市】
支 援 の 種 類	免除
支 援 の 内 容	●医療機関等を受診した際に支払う一部負担金が免除されます。 (入院時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。)
対 象 者	●住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた新潟市国民健康保険の被保険者
申 請 方 法	●医療機関等の窓口で、対象者である旨を口頭で申告してください。(罹災証明の提示は必要ありません。)
措 置 の 期 間 等	●令和6年4月末まで
お 問 い 合 わ せ	●各区役所区民生活課・窓口サービス課 <ul style="list-style-type: none"> ・北区 区民生活課 給付係 025-387-1275 ・東区 区民生活課 給付係 025-250-2265 ・中央区 窓口サービス課 給付係 025-223-7149 ・江南区 区民生活課 給付係 025-382-4235 ・秋葉区 区民生活課 給付係 0250-25-5676 ・南区 区民生活課 給付担当 025-372-6135 ・西区 区民生活課 給付係 025-226-1077 (保険年金課) ・西蒲区 区民生活課 給付係 0256-72-8336 ●保険年金課 025-226-1077 ※手続きは各区役所になります

制 度 の 名 称	介護保険料の減免等【市】
支 援 の 種 類	減免・猶予
支 援 の 内 容	●保険料の支払いが困難となった方について、一定期間、保険料の減免または支払いを猶予することができます。
対 象 者	●災害等により住宅等に著しい損害を受けた、第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主
申 請 方 法	●各区役所区民生活課・窓口サービス課窓口 ●福祉部介護保険課窓口 ●郵送
措 置 の 期 間 等	
お 問 い 合 わ せ	●各区役所区民生活課・窓口サービス課保険料担当 ・北区 025-387-1285 ・東区 025-250-2275 ・中央区 025-223-7154 ・江南区 025-382-4241 ・秋葉区 0250-25-5677 ・南区 025-372-6137 ・西区 025-226-1269（介護保険課） ・西蒲区 0256-72-8340 ●介護保険課 025-226-1269

制 度 の 名 称	介護保険に係る利用者負担額の減免等【市】
支 援 の 種 類	減免
支 援 の 内 容	●介護保険のサービスを利用したときの1～3割負担が困難となった方について、一定期間、利用者負担額を減免することができます。
対 象 者	●災害等により住宅等に著しい損害を受けた、要介護被保険者若しくは要支援被保険者又はその属する世帯の世帯主
申 請 方 法	●各区役所健康福祉課窓口 ●福祉部介護保険課窓口 ●郵送
措 置 の 期 間 等	
お 問 い 合 わ せ	●各区役所健康福祉課高齢介護担当 ・北区 025-387-1325 ・東区 025-250-2320 ・中央区 025-223-7216 ・江南区 025-382-4383 ・秋葉区 0250-25-5679 ・南区 025-372-6320 ・西区 025-226-1273（介護保険課） ・西蒲区 0256-72-8362 ●介護保険課 025-226-1273

制 度 の 名 称	新潟市重度障がい者医療費助成の支給制限解除【市】
支 援 の 種 類	要件緩和
支 援 の 内 容	●所得制限により支給停止となっている場合でも被災状況により支給停止を解除します。
対 象 者	●被災された方等又はその属する世帯の生計を主として維持する方が財産の価格（災害保険金や損害賠償金等により補填された金額を除く）のおおむね1/2以上の被害を受けた、医療費助成受給者
申 請 方 法	各区役所健康福祉課 障がい福祉係窓口
措 置 の 期 間 等	
お 問 い 合 わ せ	●障がい福祉課 025-226-1239

制 度 の 名 称	障がい福祉サービス等に係る利用者負担額の減免【市】
支 援 の 種 類	減免
支 援 の 内 容	●障がい福祉サービス、障がい児通所支援、障がい児入所支援等に係る利用者負担額を一定期間減免します。
対 象 者	●障がい福祉サービス等の利用者と、災害等により住宅等に著しい損害を受け、利用者負担が困難になった方
申 請 方 法	各区役所健康福祉課 障がい福祉係窓口
措 置 の 期 間 等	
お 問 い 合 わ せ	●障がい福祉課 025-226-1247

制 度 の 名 称	療養介護医療に係る利用者負担額の減免【市】
支 援 の 種 類	減免
支 援 の 内 容	●療養介護医療に係る利用者負担額を一定期間減免します。
対 象 者	●療養介護利用者で、災害等により住宅等に著しい損害を受け、利用者負担が困難になった方
申 請 方 法	各区役所健康福祉課 障がい福祉係窓口
措 置 の 期 間 等	
お 問 い 合 わ せ	●障がい福祉課 025-226-1247

制 度 の 名 称	特別児童扶養手当、特別障がい者手当、障がい児福祉手当 の支給制限解除等【市】
支 援 の 種 類	要件緩和
支 援 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●所得制限により支給停止となっている場合でも被災状況により支給停止を解除します。 ●請求書又は届書の提出に際して、添付する書類を省略させ、又はこれにかわるべき他の書類等を添えて提出することができるようになります。 ●災害を理由に認定請求ができなかった場合、その理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、認定請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から手当の支給を始めることができます。
対 象 者	●被災された方等又はその属する世帯の生計を主として維持する方が財産の価格（災害保険金や損害賠償金等により補填された金額を除く）のおおむね 1/2 以上の被害を受けた、手当申請予定者、受給者
申 請 方 法	各区役所健康福祉課 障がい福祉係窓口
措 置 の 期 間 等	
お 問 い 合 わ せ	●障がい福祉課 025-226-1239

制 度 の 名 称	在宅重度重複障がい者介護見舞金支給事業の支給制限解除【市】
支 援 の 種 類	要件緩和
支 援 の 内 容	●所得制限により支給停止となっている場合でも被災状況により支給停止を解除します。
対 象 者	●被災された方等又はその属する世帯の生計を主として維持する方が財産の価格（災害保険金や損害賠償金等により補填された金額を除く）のおおむね 1/2 以上の被害を受けた、在宅重度重複障がい者介護見舞金受給者
申 請 方 法	各区役所健康福祉課 障がい福祉係窓口
措 置 の 期 間 等	
お 問 い 合 わ せ	●障がい福祉課 025-226-1239

制 度 の 名 称	自立支援医療受給者証を紛失した場合等の取り扱い【市】
支 援 の 種 類	要件緩和
支 援 の 内 容	<p>●自立支援医療受給者証を提示できない場合においても、氏名、生年月日及び住所を確認することにより指定自立支援医療機関を受診できます。</p> <p>●緊急の場合は、受診する指定自立支援医療機関と自立支援医療受給者証に記載されている指定自立支援医療機関の名称が異なる場合でも、事後に支給認定の変更を行うことができます。さらに、指定自立支援医療機関以外の医療機関でも受診することができます。</p>
対 象 者	●被災された自立支援医療受給者
申 請 方 法	<p>【育成医療】角区役所健康福祉課 健康増進係窓口</p> <p>【更生医療・精神通院医療】各区役所健康福祉課 障がい福祉係窓口</p>
措 置 の 期 間 等	
お 問 い 合 わ せ	<p>【育成医療】 こども家庭課 025-226-1205</p> <p>【更生医療・精神通院医療】 障がい福祉課 025-226-1239</p>

制 度 の 名 称	自立支援医療に係る自己負担額の減免【市】
支 援 の 種 類	減免
支 援 の 内 容	●自立支援医療世帯所得勘案対象者の所得状況の変化に応じた所得区分を適用する等、適宜の方法により世帯所得勘案対象者の負担を軽減します。
対 象 者	●被災された自立支援医療受給者
申 請 方 法	<p>【育成医療】角区役所健康福祉課 健康増進係窓口</p> <p>【更生医療・精神通院医療】各区役所健康福祉課 障がい福祉係窓口</p>
措 置 の 期 間 等	
お 問 い 合 わ せ	<p>【育成医療】 こども家庭課 025-226-1205</p> <p>【更生医療・精神通院医療】 障がい福祉課 025-226-1239</p>

制度の名称	日常生活用具の耐用年数等によらない給付【市】
支援の種類	要件緩和
支援の内容	●日常生活用具が必要となる場合、耐用年数等にかかわらず給付します。
対象者	●被災された日常生活用具給付対象者
申請方法	各区役所健康福祉課 障がい福祉係窓口
措置の期間等	
お問い合わせ	障がい福祉課 025-226-1239

制度の名称	補装具費の減免、耐用年数等によらない支給【市】
支援の種類	減免・要件緩和
支援の内容	●補装具費支給対象障がい者等又はその属する世帯の生計を主として維持する者の所得状況の変化等に応じて補装具費の支給対象とすることや負担上限月額を適用すること等、適宜の方法により補装具費支給対象障がい者等の負担を軽減します。 ●補装具が必要となる場合、耐用年数等にかかわらず支給します。
対象者	●被災された補装具費支給対象者
申請方法	各区役所健康福祉課 障がい福祉係窓口
措置の期間等	
お問い合わせ	障がい福祉課 025-226-1239

制度の名称	小児慢性特定疾病医療費助成に係る手続きの簡素化【市】
支援の種類	要件緩和
支援の内容	●被災したことを原因として受給者証の提出ができない場合、受給者証の交付を受けている者であることを医療機関に申し出れば、医療機関が氏名、生年月日、住所を確認することで、通常の公費負担医療が受けられます。※緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも通常の公費負担医療が受けられます。
対象者	●被災された小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方
申請方法	●医療機関への申し出
措置の期間等	
お問い合わせ	こども家庭課 025-226-1205

制度の名称	養育医療受診に係る手続きの簡素化【市】
支援の種類	要件緩和
支援の内容	●被災したことを原因として養育医療券の提出ができない場合、養育医療券の交付を受けている者であることを医療機関に申し出れば、医療機関が氏名、生年月日、住所を確認することで、通常の公費負担医療が受けられます。※緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも通常の公費負担医療が受けられます。
対象者	●養育医療券の交付を受けている方
申請方法	●医療機関への申し出
措置の期間等	
お問い合わせ	こども家庭課 025-226-1205

制度の名称	児童福祉施設（障害児施設措置費）に係る徴収金の減免【県】
支援の種類	減免
支援の内容	●障害児施設措置費に係る徴収金を減免します。
対象者	
申請方法	
措置の期間等	徴収金減免申請書受理の日から1年間
お問い合わせ	新潟県障害福祉課 025-280-5918

制度の名称	心身障害者扶養共済制度掛金の減免【県】
支援の種類	減免
支援の内容	●災害を理由として市町村長が行う市町村民税の減免を受けている場合、心身障害者扶養共済の掛金について被災状況によりその掛金の額を減免します。
対象者	
申請方法	
措置の期間等	損害を受けた月から7月分までの掛金を減免
お問い合わせ	新潟県障害福祉課 025-280-5210

制 度 の 名 称	自立支援医療費（精神通院医療）の所得区分（自己負担上限額）の減免【県】
支 援 の 種 類	減免
支 援 の 内 容	自立支援医療（精神通院医療）を受けている被災者について、一定の条件を満たした場合、所得区分（自己負担上限額）を一定期間減免します。
対 象 者	
申 請 ． 方 法	
措 置 の 期 間 等	減免申請書受理の日から1年間
お 問 い 合 わ せ	新潟県障害福祉課 025-280-5210

制 度 の 名 称	被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援【国】
支 援 の 種 類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）、サービス
支 援 の 内 容	<p>●住宅ローンを借りている個人の方や、事業に必要な資金を借りている個人事業主の方で、自然災害の影響によって災害前の借入の返済が困難となった方は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用することにより、破産手続などの法的な手続によらず、債務の免除等を受けられます。</p> <p>●ガイドラインによる債務整理のメリットは次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産の一部を、ローンの支払いに充てずに、手元に残すことができます。 ・破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことは、個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入に影響が及びません。 ・国の補助により弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができます。
対 象 者	●自然災害の影響によって、災害前の住宅ローンや事業性ローン等の借入を弁済することができないまたは近い将来において弁済できないことが確実と見込まれる個人の債務者が対象になります。
申 請 ． 方 法	
措 置 の 期 間 等	
お 問 い 合 わ せ	●ローンの借入先にお問い合わせください。

制 度 の 名 称	生活困窮者自立支援制度【国】
支 援 の 種 類	サービス、給付、現物支給
支 援 の 内 容	<p>●失業・病気・人間関係など様々な課題を抱える生活に困窮する方に対して、以下の各種支援を実施するほか、他の専門機関と連携して、一人ひとりの状況に合わせた包括的な支援を行うものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援事業 生活に困りごとや不安を抱えている方からの相談を受けて、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。 ・住居確保給付金の支給 離職・廃業又は離職・廃業と同程度の状況により、住居を失った方、又は失うおそれのある方には、就職に向けた活動または自営業改善に向けた活動をするなど条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。 ・就労準備支援事業 「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、すぐに就労が困難な方に6か月から1年の間、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。 ・家計改善支援事業 家計表を活用し、家計の状況を「見える化」するなど、家計収支などに課題を抱える方に対して、家計再建に向けた相談支援を行います。 ・一時生活支援事業 住居を持たない方に対し一定期間、宿泊場所や衣食の提供を行います。 ・子どもの学習・生活支援事業 生活保護世帯を中心とした低所得世帯の主に中学生に対して、学習の機会や居場所を提供するほか、専門の支援員が日常生活や学校生活での悩み、進学に関する相談に応じるなど、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。 ・就労訓練事業 一般就労することが難しい方のために、その方に合った作業機会を提供しながら、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施します。
対 象 者	●生活に困窮する方（一部の事業の利用には年齢や資産・収入に関する要件があります）

申請方法	「新潟市パーソナル・サポート・センター」のほか、各区役所でも相談を受け付けています。
措置の期間等	
お問い合わせ	<p>●「新潟市パーソナル・サポート・センター」 所在地：新潟市中央区新光町 6-2 勤労福祉会館 1 階 電話：025-385-6851 相談受付時間：午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分 （月曜日から金曜日、祝日・年末年始除く）</p> <p>●区役所の担当課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北区健康福祉課 : 025-387-1315 ・東区保護課 : 025-250-2424 ・中央区保護課 : 025-223-7325 ・江南区健康福祉課 : 025-382-4313 ・秋葉区健康福祉課 : 0250-25-5684 ・南区健康福祉課 : 025-372-6310 ・西区健康福祉課 : 025-264-7325 ・西蒲区健康福祉課 : 0256-72-8395

制 度 の 名 称	生活保護【国】
支 援 の 種 類	給付・還付、現物支給・現物貸与
支 援 の 内 容	<p>●生活保護は、病気や事故で働けなくなったり、離別や死別で収入がなくなった場合など、何らかの原因によって生活に困っている人に対し、その程度に応じて国が定めた最低限度の生活を保障するとともに、生活・健康の維持向上や自立に向けて支援を行う制度です。</p> <p>また、生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらうことなくお住まいの区の福祉事務所（区役所の生活保護担当課）にご相談ください。</p> <p>●生活保護の受給にあたっては、能力の活用、資産の活用は必要な条件です。また他法や他施策の活用、扶養義務者からの援助は生活保護に優先します。なお、扶養義務者への照会については、個別の事情を確認した後に実施するかどうかの判断をしますので、まずはご相談ください。</p> <p>●生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。支給方法は、金銭で支給される場合と、介護費、医療費のように福祉事務所が代わって支払をする場合があります。</p>
対 象 者	●資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方が対象です。
申 請 ． 方 法	相談・申請は、お住まいの区の福祉事務所（区役所の生活保護担当課）で行っています。
措 置 の 期 間 等	
お 問 い 合 わ せ	<ul style="list-style-type: none"> ・北福祉事務所（健康福祉課保護係）：025-387-1315 ・東福祉事務所（保護課）：025-250-2410 ・中央福祉事務所（保護課）：025-223-7305 ・江南福祉事務所（健康福祉課保護係）：025-382-4313 ・秋葉福祉事務所（健康福祉課保護係）：0250-25-5684 ・南福祉事務所（健康福祉課保護係）：025-372-6310 ・西福祉事務所（保護課）：025-264-7320 ・西蒲福祉事務所（健康福祉課保護係）：0256-72-8395

制 度 の 名 称	災害臨時経費の貸付【県】
支 援 の 種 類	貸付
支 援 の 内 容	<p>低所得世帯等に対して、被災した自宅の復旧経費や家財の購入経費、主たる生計手段である店舗等の復旧経費を貸し付けます。</p> <p>【限度額】 150万円以内</p> <p>【貸付利率】 連帯保証人あり（無利子） 連帯保証人なし(1.5%/年)</p> <p>【受付期間】 災害を受けた日の翌月から6ヶ月以内</p> <p>【償還】 据置6ヶ月、償還7年以内</p>
対 象 者	低所得世帯等
申 請 方 法	
措 置 の 期 間 等	随時申込みを受け付けています。詳細はお問い合わせください。
お 問 い 合 わ せ	新潟県社会福祉協議会（相談申込は市町村社会福祉協議会） 【県社協】025-281-5522【市町村社協】新潟市西区 025-211-1631

制 度 の 名 称	未払賃金立替払制度【国】
支 援 の 種 類	立替（債権者向け）
支 援 の 内 容	<p>●企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康安全機構が事業主に代わって支払います。</p> <p>●対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているものです（上限有り）。ボーナスは立替払の対象とはなりません。また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象とはなりません。</p> <p>●立替払した場合は、独立行政法人労働者健康安全機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償します。</p>
対 象 者	<p>●次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができます。</p> <p>（1）使用者が、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと 2. 1年以上事業活動を行っていたこと 3. ア. 法律上の倒産（破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合）をしたこと <p>この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要があります。</p> <p>イ. 事実上の倒産（中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合）をしたこと</p> <p>この場合は、労働基準監督署長の認定が必要です。労働基準監督署に認定の申請を行って下さい。</p> <p>（2）労働者が、倒産について裁判所への申立て等（法律上の倒産の場合）又は労働基準監督署への認定申請（事実上の倒産の場合）が行われた日の6か月前の日から2年の間に退職した者であること</p>
申 請 方 法	下記にお問い合わせください。
お 問 い 合 わ せ	<p>●労働基準監督署</p> <p>●独立行政法人労働者健康安全機構 未払賃金立替払相談コーナー 電話044-431-8663</p>

制 度 の 名 称	雇用保険の失業等給付【国】
支 援 の 種 類	給付
支 援 の 内 容	<p>●労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給します。</p> <p>●災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職又は休業を余儀なくされた方に雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施します。</p>
対 象 者	<p>●災害救助法の適用を受ける市町村に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方が対象です。</p> <p>●激甚災害法第 25 条の規定が適用された場合に、激甚災害法の適用を受ける地域に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することになったため、休業を余儀なくされた方が対象です。</p>
申 請 方 法	下記にお問い合わせください。
お 問 い 合 わ せ	<p>最寄りの公共職業安定所 ハローワーク新潟 025-280-8609 ハローワーク新津 0250-22-2233 ハローワーク巻 0256-72-3155</p>

制 度 の 名 称	ハロートレーニング（公的職業訓練）【国】
支 援 の 種 類	給付・還付、サービス
支 援 の 内 容	<p>●災害により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練が受けられます。</p> <p>●また、一定の要件を満たす場合、訓練期間中の生活を支援するための給付金が支給される制度もあります。</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/hellotraining_top.html</p>
対 象 者	<p>●災害により離職した者が、再就職のために職業訓練を受けて技能や知識を身につけることが必要で、かつその訓練を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たしており、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた者が対象です。</p>
申 請 方 法	下記にお問い合わせください。
お 問 い 合 わ せ	<p>最寄りの公共職業安定所</p> <p>ハローワーク新潟 025-280-8609</p> <p>ハローワーク新津 0250-22-2233</p> <p>ハローワーク巻 0256-72-3155</p>

制 度 の 名 称	職業転換給付金（求職活動支援費、移転費、訓練手当）の 支給【国】
支 援 の 種 類	給付・還付
支 援 の 内 容	<p>●就職が困難な失業者などの再就職の促進を図るため、ハローワークの紹介により広域に渡る求職活動を行う場合や、就職または公共職業訓練等を受講するために住所を移転する場合にその費用の一部が支給されます。</p> <p>また、訓練を行っている期間については訓練手当が支給されます。</p> <p>【求職活動支援費】 ハローワークを通じて広域の求職活動を行う場合に広域求職活動費（交通費、宿泊料）を、面接等又は公共職業訓練等を受講するために保育等サービスを利用する場合に求職活動関係役務利用費を支給。</p> <p>【移転費】 就職又は公共職業訓練等を受講するために住所を移転する場合に、移転費（交通費、移転料、着後手当）を支給。</p> <p>【訓練手当】 ハローワークの所長の指示により職業訓練を受講する場合に訓練手当を支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本手当 日額 3,530 円～4,310 円 ・受講手当 日額 500 円（40日を限度） ・通所手当 月額 42,500 円まで ・寄宿手当 月額 10,700 円 <p>※ その他、就職が困難な失業者等を作業環境に適応させる職場適応訓練を実施した事業主に対して職場適応訓練費が支給される。</p>
対 象 者	●激甚な災害を受けた地域において就業していて災害により離職を余儀なくされた方など。
申 請 方 法	下記にお問い合わせください。
お 問 い 合 わ せ	<p>最寄りの公共職業安定所</p> <p>ハローワーク新潟 025-280-8609</p> <p>ハローワーク新津 0250-22-2233</p> <p>ハローワーク巻 0256-72-3155</p>

制 度 の 名 称	職場適応訓練費の支給【国】
支 援 の 種 類	給付・還付
支 援 の 内 容	<p>●職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給します。また、訓練生に対して訓練手当などを支給します。</p> <p>・事業者は、訓練費として職場適応訓練生1人につき24,000円/月（重度の障害者25,000円/月）が支給されます。短期の職場適応訓練については、960円/日（重度の障害者1,000円/日）です。</p> <p>●訓練期間は、6か月（中小企業及び重度の障害者に係る訓練等1年）以内です。短期の職場適応訓練については、2週間（重度の障害者に係る訓練4週間）以内です。</p>
対 象 者	<p>●職場適応訓練は、激甚な災害を受けた地域において就業していて、災害により離職を余儀なくされた方などであって、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次のイからホに該当する事業主に委託して行います。</p> <p>イ 職場適応訓練を行う設備的余裕があること</p> <p>ロ 指導員としての適当な従業員がいること</p> <p>ハ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に参加し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること</p> <p>ニ 労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること</p> <p>ホ 職場適応訓練修了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること</p>
申 請 方 法	下記にお問い合わせください。
お 問 い 合 わ せ	<p>最寄りの公共職業安定所</p> <p>ハローワーク新潟 025-280-8609</p> <p>ハローワーク新津 0250-22-2233</p> <p>ハローワーク巻 0256-72-3155</p>

制 度 の 名 称	法的トラブル等に関する情報提供【国】
支 援 の 種 類	サービス
支 援 の 内 容	●全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国统一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内します。
対 象 者	●利用に際して制限はありません（法的トラブルかどうかわからない方も、お気軽にお問い合わせください）。
申 請 方 法	
措 置 の 期 間 等	
お 問 い 合 わ せ	法テラス・サポートダイヤル 0570-078374 （IP電話からは03-6745-5600） 法テラスホームページ https://www.houterasu.or.jp/ 法テラス各地方事務所 https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html

制 度 の 名 称	弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度【国】
支 援 の 種 類	サービス、立替（債権者向け・債務者向け）
支 援 の 内 容	日本司法支援センター（法テラス）では、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、次の援助を行います。 ●弁護士又は司法書士による無料法律相談（「法律相談援助」） ●裁判所における民事・家事及び行政事件に関する手続又はそれに先立つ示談交渉等における弁護士又は司法書士費用（着手金・実費等）の立替え（「代理援助」） ●裁判所に提出する書類の作成における司法書士又は弁護士費用（報酬・実費等）の立替え（「書類作成援助」）
対 象 者	●次の要件を満たしている場合に援助を受けることができます。 ※法律相談援助の場合は（1）と（3）、代理援助と書類作成援助の場合は（1）から（3）のいずれも満たす必要があります。 （1）資力が一定額以下であること 夫婦間の紛争の場合を除き、原則として、配偶者の収入・資産を加算した金額で判断します。 ① 月収額（賞与を含む手取り年収の 1/12）が一定額以下であること 単身者 182,000 円以下（200,200 円以下）

	<p>2人家族 251,000 円以下 (276,100 円以下) 3人家族 272,000 円以下 (299,200 円以下) 4人家族 299,000 円以下 (328,900 円以下) ※ () 内は、東京、大阪などの大都市の基準です。 ※5人家族以上は、1人増につき 30,000 円 (33,000 円) が加算されます。 ※医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。 ※家賃・住宅ローンを負担している場合は、上記収入基準に下記の限度内でその全額が加算されます (東京都特別区については、別途定めあり。)</p> <p>単身者/41,000 円 2人家族/53,000 円 3 人家族/66,000 円 4人家族以上/71,000 円</p> <p>② 保有資産が一定額以下であること 現金、預貯金、有価証券、不動産 (自宅と係争物件を除く) などの保有資産の価値を合計して (法律相談援助の場合は、現金と預貯金のみの合計)、次の基準を満たす必要があります。 単身者/180 万円以下 2人家族/250 万円以下 3 人家族/270 万円以下 4人家族/300 万円以下 ※医療費、教育費などの出費がある場合は相当額が控除されます。</p> <p>(2) 勝訴の見込みがないとはいえないこと 和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなども含みます。 (3) 民事法律扶助の趣旨に適すること 報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、または権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。</p>
申請方法	
措置の期間等	
お問い合わせ	<p>法テラス・サポートダイヤル 0570-078374 (IP電話からは03-6745-5600) 法テラスホームページ https://www.houterasu.or.jp/ 法テラス各地方事務所 https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html</p>

制度の名称	旅券発給手数料の減免【国】
支援の種類	パスポート発給手数料の減免
支援の内容	●初めての新規申請を含む全ての区分の申請に係る旅券発給手数料のうち国分を減免します（1災害当たり1回限り）。
対象者	●災害救助法等の適用市町村に居住（住民票あり）し、かつ全壊、半壊、床上浸水の被害を受けた方
申請方法	●新潟市パスポートセンター窓口
措置の期間等	災害救助法等の適用日（1月1日）から1年間 （延長の場合があります）
お問い合わせ	●新潟県パスポートセンター 025-290-6670 ●新潟市パスポートセンター 025-226-7744

制度の名称	旅券発給手数料の減免【県】
支援の種類	パスポート発給手数料の減免
支援の内容	●被災により有効な一般旅券を紛失（流出、焼失）又はき損し、その代わりとなる新たな旅券の申請を有効期間内にする場合に、旅券発給手数料のうち県分を免除します。
対象者	●令和6年能登半島地震に伴う災害の発生時に有効な一般旅券を当該災害により紛失（流出、焼失）又はき損された方
申請方法	●新潟市パスポートセンター窓口
措置の期間等	令和6年3月末日まで（延長の場合があります）
お問い合わせ	●新潟県パスポートセンター 025-290-6670 ●新潟市パスポートセンター 025-226-7744

制 度 の 名 称	災害復興住宅融資（建設）【国】									
支 援 の 種 類	貸付（融資）									
支 援 の 内 容	<p>●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を建設する場合に受けられる融資です。</p> <p>●融資が受けられる住宅部分の床面積の制限はありません。</p> <p>※ 店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要です。</p> <p>●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。</p> <p>●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。</p>									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>融資限度額（※1）</th> <th>返済期間（※2）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地取得資金なし</td> <td>2,700万円</td> <td rowspan="2">35年</td> </tr> <tr> <td>土地取得資金あり</td> <td>3,700万円</td> </tr> </tbody> </table>		融資限度額（※1）	返済期間（※2）	土地取得資金なし	2,700万円	35年	土地取得資金あり	3,700万円
		融資限度額（※1）	返済期間（※2）							
	土地取得資金なし	2,700万円	35年							
土地取得資金あり	3,700万円									
	<p>※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。</p> <p>（注）その他詳細については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ （https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html） 又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>									
対 象 者	<p>●ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を建設される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。</p>									
申 請 方 法										
措 置 の 期 間 等										
お 問 い 合 わ せ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353									

制 度 の 名 称	災害復興住宅融資（購入）【国】	
支 援 の 種 類	貸付（融資）	
支 援 の 内 容	<p>●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を購入する場合に受けられる融資です。</p> <p>●融資が受けられる住宅部分の床面積の制限はありません。</p> <p>※ 店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要です。</p> <p>●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。</p> <p>●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。</p>	
	融資限度額（※1）	返済期間（※2）
	3,700万円	35年
	<p>※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。</p> <p>（注）その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ （https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html） 又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>	
対 象 者	<p>●ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を購入される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。</p>	
申 請 方 法		
措 置 の 期 間 等		
お 問 い 合 わ せ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353	

制 度 の 名 称	住宅金融支援機構融資の返済方法の変更【国】
支 援 の 種 類	減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）
支 援 の 内 容	<p>●地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けたご返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。</p> <p>●概要は次のとおりです。</p> <p>1. 返済金の払込みの猶予：被災の程度に応じて、1～3年間</p> <p>2. 払込猶予期間中の金利の引下げ：被災の程度に応じて、0.5～1.5%の金利引下げ（ただし、引下げ後の金利が0%を下回る場合は0.01%までの引下げ）</p> <p>※ フラット35（買取型）の場合は0.5%引き下げた金利</p> <p>3. 返済期間の延長：被災の程度に応じて、1～3年</p> <p>※ 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「罹災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関にご相談ください。</p> <p>※（参考）住宅金融支援機構ホームページ https://www.jhf.go.jp/loan/hensai/hisai.html</p>
対 象 者	<p>●以下のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方が対象です。</p> <p>1. 融資住宅等が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方</p> <p>2. 債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方</p> <p>3. 商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が損害を受けたため、著しく収入が減少した方</p>
申 請 方 法	
措 置 の 期 間 等	
お 問 い 合 わ せ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター 災害専用ダイヤル（被災された方専用のダイヤル）0120-086-353

制度の名称	住宅相談窓口【市】
支援の種類	相談窓口
支援の内容	●独立行政法人住宅金融支援機構が実施する下記についての住宅相談窓口を設置します。 ・住宅再建等に対する融資に関する相談
対象者	●被災した市民の方
申請方法	準備中
措置の期間等	
お問い合わせ	建築行政課 025-226-2833

制度の名称	共同管工事助成【市】
支援の種類	助成
支援の内容	●助成率：共同で利用する部分の工事費（市長が別に定める助成基準工事費）の4/5を助成します。
対象者	●2戸以上で共同排水設備を設置している方 （貸家等・法人は対象外） ●助成区域：市内全域
申請方法	●北下水道分室窓口 ●東部地域下水道事務所窓口 ●秋葉下水道分室窓口 ●西部地域下水道事務所窓口
措置の期間等	
お問い合わせ	●北下水道分室（北区にお住まいの方） 025-387-1825 ●東部地域下水道事務所 排水設備係（東区・中央区・江南区にお住まいの方） 025-281-9562 ●秋葉下水道分室（秋葉区にお住まいの方） 0250-25-5810 ●西部地域下水道事務所 普及推進室（西区・南区・西蒲区にお住まいの方） 025-370-6372

制 度 の 名 称	災害復興住宅融資（補修）【国】	
支 援 の 種 類	貸付（融資）	
支 援 の 内 容	<p>●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を補修する場合に受けられる融資です。</p> <p>●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。</p> <p>●この融資は、融資の日から1年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。</p>	
	融資限度額（※1）	返済期間（※2）
	1,200万円	20年
	<p>※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。なお、元金据置期間は設定できません。（注）その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ（https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai.html）又は、下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>	
対 象 者	●ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を補修される方で、「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。	
申 請 方 法		
措 置 の 期 間 等		
お 問 い 合 わ せ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353	

制 度 の 名 称	生活福祉資金制度による貸付（福祉費（住宅補修費））【国】								
支 援 の 種 類	貸付（融資）								
支 援 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要経費を貸し付けます。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 								
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">貸付限度額</td> <td>250万円（目安）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%</td> </tr> <tr> <td>据置期間</td> <td>貸付けの日から6か月以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>据置期間経過後7年以内（目安）</td> </tr> </table>	貸付限度額	250万円（目安）	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%	据置期間	貸付けの日から6か月以内	償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）
	貸付限度額	250万円（目安）							
	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%							
	据置期間	貸付けの日から6か月以内							
	償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）							
<ul style="list-style-type: none"> ●なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがあります。 ●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、都道府県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。 									
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯 ●災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外 								
申 請 方 法									
措 置 の 期 間 等									
お 問 い 合 わ せ	<p>【県社会福祉協議会】025-281-5522</p> <p>【市社会福祉協議協会】025-211-1631</p>								

制度の名称	市営住宅への災害による入居【市】
支援の種類	現物支給・現物貸与
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者の方は、市営住宅に一時的に入居することができます。 ●入居期間は6か月以内（1年を限度として、1回に限り延長が可能） ●家賃及び駐車場使用料は免除します。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●被災により、以下のいずれかの要件を満たす方が対象です。 ・住宅の被害が罹災証明で「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の方 ・住宅の被害が応急危険度判定で「危険」の方
申請方法	●住環境政策課
措置の期間等	
お問い合わせ	住環境政策課 025-226-2817

制度の名称	住宅の被害の拡大を防止するための緊急修理【国】
支援の内容	<p>地震により屋根や壁、窓、玄関などに被害を受けた住宅に対し、新潟市は緊急修理のためのブルーシートの支給や業者によるブルーシート等を用いた一時的な処置を支援します。</p> <p>次のいずれか（上限5万円以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急修理のためのブルーシートの現物給付 ・業者によるブルーシート等を用いた一時的な処置を支援 <p>https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/jyutaku/kenchiku/kanri/r6no-tookyusyuri.html</p>
対象者	<p>災害のため、屋根、外壁、窓や玄関などに損傷があり、雨が降れば雨漏りや浸水が起こると判断された住宅にお住まいの方。（市の職員が窓口で、申込者が持参される写真を見て、支援対象か判断を行います。スマートフォン・携帯電話の画像でも判断可能です。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1世帯に対し1回までの支援になります。 ● 住んでいる住宅が対象です。物置、倉庫、駐車場などは対象外です。 ● 修理業者へ依頼し、支払いを終えている場合は支援の対象になりません。
申請方法	<p>【窓口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 西区役所 ● 黒崎出張所 ● 中野小屋連絡所

	<ul style="list-style-type: none"> ● 西出張所 ● 曾野木連絡所 ● ふるまち庁舎 6階 建築部公共建築課 <p>【窓口開設時間】 9:00~17:00</p> <p>【持ち物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 被害状況のわかる修理前の写真（スマートフォン・携帯電話の画像も可） ➢ 業者の見積書（業者に依頼する場合のみ）
措置の期間等	令和6年1月31日までに申込みと修理が完了する緊急修理。
お問い合わせ	公共建築課 025-226-2880 平日8時30分から17時30分

制度の名称	日常生活に必要な最小限度の部分の修理【国】
支援の内容	<p>令和6年能登半島地震により被害を受けた住宅のうち、「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の被害が発生した世帯を対象に、被災した住宅の居室、台所、トイレなど日常生活に不可欠な最小限度の部分の応急的な修理について、修理費用を新潟市が直接業者に支払います。</p> <p>【応急修理の範囲】</p> <p>屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備など、日常生活に欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行う必要がある部分</p> <p>ただし、原則的に対象となるのは現状復旧にかかる部分のみであり、グレードアップする部分は対象となりません。仕様のグレードアップは、金額にかかわらず、応急修理の対象外となります。</p> <p>https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/jyutaku/kenchiku/kanri/r6no/tookyusyuri.html</p>
対象者	<p>住宅の被害が罹災証明書で「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」である世帯</p> <p>※「全壊」であっても、修理することで居住することが可能となる場合は、ご相談ください。対象とできる場合があります。</p>
申請方法	<p>(1) 制度説明・提出日時予約・予約済証発行（1月10日から）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次の窓口で制度説明、申込用紙・記載例の配布、提出日時の予約受付を行います。 ・ 予約を受け付けた方には予約済証を発行します。 ・ 申込書の提出の際、書類の確認などで30分から50分程度の時間がかかります。 ・ 混雑をさけるため申込提出日時は予約制とさせていただきます

	<p>ります。ご理解ご協力をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予約の電話受付は行っておりません。予約に変更がある場合のみ電話で受け付けます。 <p>【窓口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 西区役所 ・ 黒崎出張所 ・ 中野小屋連絡所 ・ 西出張所 ・ 曾野木連絡所 ・ ふるまち庁舎 6階 建築部公共建築課 <p>【窓口開設時間】</p> <p>9：00～17：00</p> <p>(2) 申込書記入・書類の準備</p> <p>※上記窓口で制度説明と共に必要書類について説明しています。</p> <p>(3) 予約日時に申込書を提出（1月15日から）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予約済証に記載の日時に指定の窓口まで申込書一式をお持ちください。 ・ 内容について職員が審査し、必要に応じて修正をいただきます。 ・ 提出書類確認のため30分から50分程度の時間がかかりますのでご承知おきください。 ・ 書類が不足する場合は受け付けることができません。再度、提出日時予約をお願いします。 ・ 予約日時に都合が悪くなった場合は、できる限り前日までに予約済証にある連絡先までご連絡ください。
措置の期間等	<p>申込期限：令和6年3月29日</p> <p>※早期の住宅復旧のために設けている期限です。上記期限に間に合わない場合はご相談ください。</p> <p>工事完了期限：令和6年12月31日</p>
お問い合わせ	<p>公共建築課 025-226-2880</p> <p>平日8時30分から17時30分</p>

制 度 の 名 称	被災住宅等の支援制度（新潟市独自支援）
支 援 の 種 類	災害救助法に基づく国・県の支援制度（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）では、対象とならない部分、例えば駐車場の段差解消やカーポート、門扉などの修理・工事を含め、液状化による住宅・住宅被害全般に対応する制度
支 援 の 内 容	詳細については、決まり次第お知らせします。
対 象 者	罹災証明書が発行された住家とその宅地内の工事費に係るもの
申 請 方 法	<p>【窓口（予定）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 西区役所 ● 黒埼出張所 ● 中野小屋連絡所 ● 西出張所 ● 曾野木連絡所 ● ふるまち庁舎 6 階 建築部公共建築課 <p>【窓口開設時間（予定）】</p> <p>9：00～17：00</p> <p>【持ち物】</p> <p>➤ 詳細については、決まり次第お知らせします。</p>
措 置 の 期 間 等	詳細については、決まり次第お知らせします。
お 問 い 合 わ せ	<p>公共建築課 025-226-2880</p> <p>平日 8 時 30 分から 17 時 30 分</p>

制度の名称	宅地防災工事融資【国】					
支援の種類	貸付（融資）					
支援の内容	<p>●地方公共団体から、宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含みます。）の工事のための費用を融資します。</p> <table border="1"> <tr> <td>融資限度額（※1）</td> <td>1,190万円</td> </tr> <tr> <td>返済期間（※2）</td> <td>20年以内</td> </tr> </table> <p>※1 高齢者向け返済特例を利用した場合は、上記の融資限度額又は機構による担保評価額（建物と敷地の合計額）のいずれか低い額が上限となります。</p> <p>※2 高齢者向け返済特例を利用した場合の返済期間は、申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになるまでです。</p> <p>（注）その他詳細については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ （https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/takubo/index.html） 又は下記のお問い合わせ先にご確認ください。</p>		融資限度額（※1）	1,190万円	返済期間（※2）	20年以内
	融資限度額（※1）	1,190万円				
	返済期間（※2）	20年以内				
	対象者	●急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、勧告又は改善命令を受けた方が対象です。				
申請方法						
措置の期間等						
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 0120-086-353					

制度の名称	新潟市私道等整備助成金（震災拡充）【市】	
支援の種類	補助	
支援の内容	地震による被害を受けた私道の復旧に係る以下の工事費用について補助します。 <ul style="list-style-type: none"> ・舗装工事（オーバーレイ、打換） ・側溝工事（布設替） 補助率 9/10	
対象者	地震による被害を受けた私道の復旧を行う方	
申請方法	詳細は決まり次第お知らせします。	
措置の期間等		
お問い合わせ		

制 度 の 名 称	長期優良住宅化リフォーム推進事業【国】	
支 援 の 種 類	補助	
支 援 の 内 容	<p>●耐震改修や劣化対策改修、省エネ改修等の住宅の性能を向上させるリフォームを行う場合、リフォーム工事費等の一部を補助します。</p> <p>●補助率は補助対象事業の1／3で、補助限度額は以下の通りです。</p>	
	リフォーム後の住宅の性能	補助限度額
	① 長期優良住宅（増改築）認定を取得しないものの、一定の性能向上が認められる場合	100万円／戸（150万円／戸）
	② 長期優良住宅（増改築）認定を取得した場合	200万円／戸（250万円／戸）
	<p>※（ ）内は、以下のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三世帯同居対応改修工事を実施する場合 ・若者・子育て世帯が工事を実施する場合 ・既存住宅を購入し工事を実施する場合 ・一次エネルギー消費量を省エネ基準比▲20%とする場合 	
対 象 者	<p>●本事業の要件を満たすリフォームを行う方</p> <p>※補助の申請は、本事業に登録されたリフォーム工事の施工業者または買取再販事業者</p>	
申 請 方 法		
措 置 の 期 間 等		
お 問 い 合 わ せ	<p>長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室</p> <p>TEL 03-5229-7568</p> <p>URL https://www.choki-r-shien.com/r5/index.html</p>	

制 度 の 名 称	地域型住宅グリーン化事業【国】
支 援 の 種 類	補助
支 援 の 内 容	<p>●省エネ性能等に優れた木造住宅の建設に対して補助を行っております。</p> <p>●補助対象及び補助限度額は下記の通りです。</p> <p>対象となる住宅：認定長期優良住宅、ZEH・Nearly ZEH、認定低炭素住宅、ZEH Oriented</p> <p>加算措置：①地域材加算、②和のすまい加算、③三世帯同居加算、④バリアフリー加算</p> <p>補助限度額：140万円／戸等</p>
対 象 者	<p>●本事業の要件を満たす木造住宅の建設を行う方</p> <p>※補助の申請は、本事業に参加している施工業者</p>
申 請 方 法	
措 置 の 期 間 等	
お 問 い 合 わ せ	<p>地域型住宅グリーン化事業評価事務局</p> <p>TEL 03-3560-2886</p> <p>URL https://chiiki-grn.kennetserve.jp/</p> <p>(お近くの参加工務店を検索できます。)</p>

制 度 の 名 称	株式会社日本政策金融公庫による資金貸付【国】
支 援 の 種 類	融資
支 援 の 内 容	<p>●株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫では、災害により被害を受けた農林漁業者等に対する各種の資金貸付を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業セーフティネット資金：農林漁業経営の再建に必要な資金を融資します。 ・農林漁業経営資本強化資金：農林漁業施設の復旧のための資金等を融資します。 ・農林漁業施設資金：農林漁業施設の復旧のための資金を融資します。 ・農業基盤整備資金：農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資します。 ・林業基盤整備資金：森林、林道等の復旧のための資金を融資します。 ・漁業基盤整備資金：漁港、漁場施設の復旧のための資金を融資します。 <p>●上記のほかにも農林漁業者等に対する資金貸付がございます。各種貸付事業の詳細については、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫にご確認ください。</p>
対 象 者	●農林漁業者等
申 請 方 法	下記にお問い合わせください。
お 問 い 合 わ せ	株式会社日本政策金融公庫 0120-154-505

制 度 の 名 称	小規模事業者経営改善資金（マル経融資）【国】
支 援 の 種 類	貸付（融資）
支 援 の 内 容	<p>●小規模事業者経営改善資金（通称：マル経融資）は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会（以下「商工会議所等」という。）の実施する経営指導を受ける小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。</p> <p>①貸付限度額 2,000万円 ②貸付金利 令和6年1月4日現在1.20%</p>
対 象 者	<p>●以下の1及び2の要件を満たす方</p> <p>1. 小規模事業者 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人以下）の法人・個人事業主</p> <p>2. 商工会議所等の経営指導を受けているなどの要件を満たしている方</p>
申 請 方 法	下記にお問い合わせください。
お 問 い 合 わ せ	<p>最寄りの商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会</p> <p>新潟商工会議所 025-290-4411 亀田商工会議所 025-382-5111 新津商工会議所 0250-22-0121 新潟西商工会 025-262-2316 赤塚商工会 025-239-2315 酒屋町商工会 025-280-2240 豊栄商工会 025-387-2264 新潟みなみ商工会 本所 025-373-4181 新潟みなみ商工会 味方支所 025-372-3535 新潟みなみ商工会 月潟支所 025-375-2405 小須戸商工会 0250-38-2560 横越商工会 025-385-2773 岩室商工会 0256-82-3209 巻商工会 0256-72-2026 西川商工会 0256-88-3646 黒埼商工会 025-377-3155 潟東商工会 0256-86-2129 中之口商工会 025-375-4181 新潟県商工会連合会 025-283-1311</p>

制 度 の 名 称	生活衛生改善貸付【国】
支 援 の 種 類	貸付（融資）
支 援 の 内 容	<p>●生活衛生改善貸付は、生活衛生同業組合、組合が設立されていない場合は、都道府県生活衛生営業指導センター（以下「生活衛生同業組合等」という。）の実施する経営指導を受ける生活衛生関係営業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。</p> <p>①貸付限度額 2,000万円 ②貸付金利 令和6年1月4日現在1.20%</p>
対 象 者	<p>●以下の1及び2の要件を満たす方</p> <p>1. 小規模事業者 常時使用する従業員が5人以下（旅館業及び興行場営業の場合は20人以下）の生活衛生関係の事業を営む法人・個人事業主</p> <p>2. 生活衛生同業組合等の経営指導を受けているなどの要件を満たしている方</p>
申 請 方 法	下記にお問い合わせください。
お 問 い 合 わ せ	<p>●公益財団法人新潟県生活衛生営業指導センター 025-378-2540</p>

制 度 の 名 称	災害復旧貸付【国】	
支 援 の 種 類	貸付（融資）	
支 援 の 内 容	<p>●災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫が事業復旧のための運転資金及び設備資金を融資します。</p> <p>●災害復旧貸付は、株式会社日本政策金融公庫で受付を行います。</p> <p>●日本政策金融公庫の災害復旧貸付の貸付限度額等は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民生活事業 	
	貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に上乗せ3千万円
	償還期間	<p>【特別貸付を適用した場合】 適用する各貸付制度の貸付期間に準じる</p> <p>【一般貸付を適用した場合】 10年以内（うち据置期間2年以内）</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業事業 	
	貸付限度額	1億5千万円以内
償還期間	15年以内（うち2年以内の据置可能）	
<p>※沖縄振興開発金融公庫においては、日本政策金融公庫（国民生活事業、中小企業事業）の制度の内容に準じる。</p> <p>●その他の条件等詳しくは各機関にご確認ください。</p>		
対 象 者	●中小企業・小規模事業者等	
申 請 方 法	下記にお問い合わせください。	
お 問 い 合 わ せ	株式会社日本政策金融公庫 0120-154-505	

制 度 の 名 称	セーフティネット保証4号の認定【市】
支 援 の 種 類	信用保証
支 援 の 内 容	<p>●自然災害等の突発的事由（豪雨、地震、台風等）により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行います。</p> <p>●融資額の全額を保証（100%）、保証料率は信用保証協会所定（概ね1.0%以内）。</p> <p>●無担保8千万円、最大で2億8千万円まで一般保証とは別枠で利用できます。</p>
対 象 者	<p>●下記、(イ)、(ロ)の両方に該当する事業者（間接的な被害を受けた方も含む）</p> <p>(イ)新潟市において1年間以上継続して事業を行っていること。</p> <p>(ロ)災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月（地震発生後の期間）の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）</p>
申 請 方 法	<p>各区商工振興担当課へ直接持参するか、郵送により商業振興課へ提出ください。</p> <p>北区役所産業振興課 東区役所地域課（産業文化振興室） 中央区役所地域課（産業文化振興室） 江南区役所産業振興課 秋葉区役所産業振興課 南区役所産業振興課 西区役所農政商工課 西蒲区役所産業観光課</p> <p>※郵送の場合は、下記まで送付ください。 送付先住所 〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階 経済部 商業振興課 宛て</p>
措 置 の 期 間 等	能登半島地震にかかる申請：令和6年4月11日まで
お 問 い 合 わ せ	<p>北区役所産業振興課 025-387-1356 東区役所地域課（産業文化振興室） 025-250-2170 中央区役所地域課（産業文化振興室） 025-223-7054 江南区役所産業振興課 025-382-4809 秋葉区役所産業振興課 0250-25-5689</p>

	南区役所産業振興課 025-372-6507 西区役所農政商工課 025-226-1629（商業振興課） 西蒲区役所産業観光課 0256-72-8454 経済部商業振興課 025-226-1629
--	---

制度の名称	災害関係保証【国】
支援の種類	信用保証
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産等に倒壊等の直接的な被害を受けた中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行います。 ●融資額の全額を保証（100%）、保証料率は信用保証協会所定。 ●無担保8千万円、最大で2億8千万円まで一般保証及びセーフティネット保証4号とは別枠で利用できます。
対象者	●災害により、事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に倒壊等の直接的な被害を受けた方（※市町村が発行する罹災証明書が必要となりますが、提出していただく時期につきましては柔軟に対応いたしますので、ご相談ください。）。
申請方法	下記にお問い合わせください。
お問い合わせ	新潟県信用保証協会 025-210-5131

制度の名称	セーフティネット資金（経営支援枠・自然災害要件）【県】
支援の種類	貸付
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害により直接に被害を受けた中小企業者等に、運転資金・設備資金を貸し付けます。 【限度額】 3,000万円 【資金使途】 運転資金・設備資金 【貸付期間】 7年以内（据置2年以内） 【貸付利率】 1.15～1.55%
対象者	●自然災害により直接に被害を受けた中小企業者等
申請方法	下記にお問い合わせください。
お問い合わせ	新潟県地域産業振興課 025-280-5240 025-285-6887

制 度 の 名 称	各種事業者向け融資制度【市】
支 援 の 種 類	貸付
支 援 の 内 容	災害等により売上減少や資金繰りが悪化している中小企業者も利用できる融資制度があります。具体的な融資のご利用については取扱いの金融機関へご相談ください。
対 象 者	●新潟市内で事業を営む中小企業者
申 請 方 法	制度によって提出書類が異なりますので、金融機関と融資内容を相談のうえ、下記の受付窓口へ直接申請書類を提出ください。 北区役所産業振興課 東区役所地域課（産業文化振興室） 中央区役所地域課（産業文化振興室） 江南区役所産業振興課 秋葉区役所産業振興課 南区役所産業振興課 西区役所農政商工課 西蒲区役所産業観光課 ※その他各商工会議所・商工会でも受付 詳細は市HPにて掲載
お 問 い 合 わ せ	北区役所産業振興課 025-387-1356 東区役所地域課（産業文化振興室） 025-250-2170 中央区役所地域課（産業文化振興室） 025-223-7054 江南区役所産業振興課 025-382-4809 秋葉区役所産業振興課 0250-25-5689 南区役所産業振興課 025-372-6507 西区役所農政商工課 025-226-1629（商業振興課） 西蒲区役所産業観光課 0256-72-8454 経済部商業振興課 025-226-1629

制 度 の 名 称	被災中小企業向け経営相談窓口【市】
支 援 の 種 類	経営相談
支 援 の 内 容	●被災中小企業・小規模事業者に対する支援情報の提供や資金繰りに関するご相談に対応いたします。
対 象 者	●市内の中小企業・小規模事業者
申 請 方 法	●新潟 IPC 財団 ビジネス支援センター (新潟市中央区西堀通 6-866 NEXT21 12 階) 事前予約制となっていますので、下記までお問い合わせください。
お 問 い 合 わ せ	新潟 IPC 財団 ビジネス支援センター 025-226-0550

名 称	新潟市国際交流協会
支 援 の 種 類	外国語による各種相談
支 援 の 内 容	外国語による相談を受け付けています
対 象 者	●市内在住の外国籍市民の方及びその関係者
相 談 方 法	●電話、窓口での相談（電話かメールで予約のうえ窓口へ） 所在地 新潟市中央区礎町通3ノ町 2086 番地 (クロスパルにいがた内) 電 話 025-225-2727 E-mail kyokai@nief.or.jp 詳細は新潟市国際交流協会の HP をご覧ください。 https://www.nief.or.jp/
受 付 時 間	平日及び土曜日の午前9時から午後5時
対 応 言 語	日本語・英語・中国語・韓国語・ロシア語・フランス語
お 問 い 合 わ せ	新潟市国際交流協会 025-225-2727

名 称	新潟県国際交流協会
支 援 の 種 類	外国語による各種相談
支 援 の 内 容	外国語による相談を受け付けています
対 象 者	●県内在住の外国籍市民の方及びその関係者
相 談 方 法	●電話、窓口、メール、オンラインでの相談 所在地 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 (朱鷺メッセ内) 電 話 025-241-1881 (外国人相談センター) E-mail nia10@niigata-ia.or.jp ※オンライン相談は新潟県国際交流協会のHPより予約が必要です https://www.niigata-ia.or.jp/
受 付 時 間	平日午前 10 時から午後 5 時 (外国人相談センター)
対 応 言 語	日本語・英語・フィリピン語・タイ語・ベトナム語・中国語・スペイン語・ポルトガル語・ロシア語
お 問 い 合 わ せ	外国人相談センター 025-241-1881

発行:令和6年1月15日(第3版)

編集:新潟市危機管理防災局

TEL 025-226-1146

FAX 025-224-0768

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町 602 番地 1